

令和4年 月策定

(案)

五所川原市過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

青森県五所川原市

本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項の規定に基づき、五所川原市が過疎地域となったことを受けて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定に基づき定めるものである。

目 次

1 基本的な事項	1
(1) 五所川原市の概況.....	1
ア 自然的、歴史的、社会的・経済的条件.....	1
イ 過疎の状況.....	2
ウ 社会経済的発展の方向.....	3
(2) 人口及び産業の推移と動向.....	4
(3) 五所川原市の行財政の状況.....	9
ア 財政の状況.....	9
イ 行政の状況.....	10
ウ 主要公共施設等の整備状況.....	10
(4) 地域の持続的発展の基本方針.....	11
ア これまでの過疎法に基づく過疎対策の成果と現在の課題.....	11
イ 地域の将来像とそのための基本的な施策.....	12
(5) 地域の持続的発展のための基本目標.....	14
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項.....	14
(7) 計画期間.....	15
(8) 公共施設等総合管理計画との整合.....	15
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	17
(1) 現況と問題点.....	17
(2) その対策.....	18
(3) 計画.....	19
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	19
3 産業の振興	20
(1) 現況と問題点.....	20
(2) その対策.....	26
(3) 計画.....	28
(4) 産業振興促進事項.....	29
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	30
4 地域における情報化	31
(1) 現況と問題点.....	31
(2) その対策.....	31
(3) 計画.....	31
5 交通施設の整備、交通手段の確保	33
(1) 現況と問題点.....	33
(2) その対策.....	34
(3) 計画.....	35

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	36
6 生活環境の整備.....	37
(1) 現況と問題点.....	37
(2) その対策.....	40
(3) 計画.....	42
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	43
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	44
(1) 現況と問題点.....	44
(2) その対策.....	47
(3) 計画.....	48
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	49
8 医療の確保.....	50
(1) 現況と問題点.....	50
(2) その対策.....	51
(3) 計画.....	51
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	52
9 教育の振興.....	53
(1) 現況と問題点.....	53
(2) その対策.....	54
(3) 計画.....	55
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	56
10 集落の整備.....	57
(1) 現況と問題点.....	57
(2) その対策.....	57
(3) 計画.....	57
11 地域文化の振興等.....	58
(1) 現況と問題点.....	58
(2) その対策.....	59
(3) 計画.....	59
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	60
12 再生可能エネルギーの利用の促進.....	61
(1) 現況と問題点.....	61
(2) その対策.....	61
(3) 計画.....	61
事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分.....	62

1 基本的な事項

(1) 五所川原市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的・経済的条件

【自然的条件】

本市は、津軽平野のほぼ中央に位置する五所川原地域及び金木地域と、北津軽郡中泊町の一部を挟んで津軽半島北西部に位置する市浦地域から構成され、総面積は404.20km²である。

五所川原・金木地域の東側は中山山脈を境にして県都青森市に、西側は岩木川を挟んでつがる市に、南側は鶴田町に、北側は中泊町中里地域にそれぞれ接している。

市浦地域の東側は中泊町中里地域に、南側はつがる市に、北側は中泊町小泊地域にそれぞれ接し、西側は日本海に面している。



地勢は、五所川原・金木地域が東側の標高約400～600m級の山々が連なる津軽山地の稜線部から西側へ向かい、山地、丘陵地と続き、さらに西側を南北に貫流する岩木川まで平野部が続いている。また、市浦地域は、北側から東側にかけて大部分が山地で、西側は日本海に面し、南側には十三湖を擁している。

気象は、日本海の影響を受ける日本海型気候で、冬は大陸の発達した高気圧の影響で、北西の季節風が強く、日本海上空の湿った大気が内陸部で雪となるため、海岸地帯の積雪は少ないが、五所川原地域は降雪量が特に多く特別豪雪地帯に指定され、北西の季節風による地吹雪現象が冬期間の生活に大きな影響を及ぼしている。また、夏には冷涼風「偏東風（やませ）」が吹くなど、冷涼で過ごしやすい気候である。

【歴史的条件】

明治22年の町村制の施行により、五所川原地域では、五所川原村、栄村、中川村、長橋村、飯詰村、松島村、三好村、七和村、梅沢村が、金木地域では、嘉瀬村、喜良市村、金木村が、市浦地域では、相内村、脇元村、十三村が誕生した。五所川原村は、北津軽郡役所の設置とともに、各種官公庁が置かれ、明治17年、西・北津軽郡の両郡を結ぶ乾橋架橋、明治22年の大駿道（現国道101号）開通から交通の要衝として発展し、明治31年には町制が敷かれた。

町制施行後、五所川原町は、大正7年の陸奥鉄道（現五能線）の開通、昭和5年の津軽鉄道の開通により、一層、商都として発展を続け、昭和28年町村合併促進法公布を機に合併への動きが活発化し、昭和29年10月1日、北津軽郡五所川原町、栄村、中川村、長橋村、飯詰村、松島村、三好村の1町6村が合併し、人口36,504人の五所川原市が誕生した。また、翌年の昭和30年3月1日には、北津軽郡金木町、喜良市村、嘉瀬村の1町2村が合併し、金木町が、同年3月31日には、北津軽郡相内村、脇元村、西津軽郡十三村の3村が合併し、市浦村が誕生した。

平成14年度には、本市を含むつがる西北五圏域において、市町村合併に対する動きが活発化し、五所川原市、金木町及び市浦村の3市町村は、平成16年7月に市町村の合併の特例に関する法律に基づく五所川原地域合併協議会を立ち上げて3市町村の合併について本格的な協議に入り、合併協定項目の調印を経て、平成17年3月28日に現在の五所川原市が誕生した。

【社会的・経済的条件】

昭和30年代後半から続いた高度経済成長期では、本市の中心市街地の商業が西北津軽地域の交通の要衝に位置する地理的好条件や近隣に競合する都市がなかったことや、民間企業の生産拠点の分散化傾向を受けて、農村地域工業等導入促進法などの企業誘致対策の下、先端技術型産業を中心とする企業立地が進んだことから、道路交通などの社会資本整備が進み、公営住宅や公共下水道などの居住環境が整備され、西北五地域の中心都市として発展してきた。

基幹産業は農林水産業であり、水稻やりんごのほか、十三湖におけるヤマトシジミも平成23年から平成25年まで漁獲量日本一を誇るなど豊かな資源を有している。

イ 過疎の状況

平成3年から平成5年のいわゆるバブル経済が崩壊したときから経済低迷期間が長く続いたが、国においては、長引くデフレからの早期脱却と日本経済の再生のため、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」を「三本の矢」としたいわゆるアベノミクスを一体的に推進し、国全体では効果を上げつつある。しかし、地方にまで景気の回復感は及んでおらず、依然として厳しい経済情勢が続いている。大学等への進学や地元に受け皿となる雇用が不足していることなどを要因として、若者が地元を離れ都市部へ人口が集中する傾向が続いている。また、1人当たりの市民所得は、県平均よりも低い状態が続いている。所得の向上、地元での安定した雇用の創出が求められている。

<1人当たりの市民所得の推移（実額）>

(単位：千円)

区分	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度
市	1,901	2,052	2,085	1,938	1,879	1,954	2,060	2,148
県	2,230	2,381	2,381	2,208	2,201	2,284	2,350	2,374

区分	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
市	2,171	2,205	2,334	2,382	2,417	2,456
県	2,378	2,399	2,536	2,570	2,509	2,507

(資料：市町村民経済計算)

地域別の人団では、五所川原地域は平成12年から減少しており、金木地域及び市浦地域は、長期間にわたって減少し続けており、この傾向は今後も続くものと予想される。総人口がピークであった昭和35年と令和2年の国勢調査の人口を比較すると、この60年間に、五所川原地域では、6,107人、金木地域では、8,933人、市浦地域では、3,767人、合わせて18,807人の人口が減少した。

＜地域別の人団推移（国勢調査）＞

（単位：人）

	昭和35年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成27年	令和2年
五所川原地域	48,033	50,632	47,966	49,193	44,446	41,926
金木地域	16,632	14,047	12,509	11,104	8,679	7,699
市浦地域	5,557	4,059	3,368	2,911	2,345	1,790
合計	70,222	68,738	63,843	63,208	55,181	51,415

平成7年には、地方自治体の自立と市町村行政の広域化を推進する方向で、地方分権推進法が制定され、平成12年には市町村の合併の特例に関する法律が改正された。少子高齢化、情報化の進展といった中で、行政需要はより多様化・高度化しており、単独自治体での解決が困難な課題が増えており、広域自治体連携による対応が要請されている中、本市は平成27年12月3日に定住自立圏構想の中心市宣言を行い、平成28年3月30日に本市と圏域1市4町（つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町）との間で1対1の定住自立圏の形成に関する協定を締結し、令和3年度から第2次定住自立圏共生ビジョンに基づき、圏域による対応が必要な様々な課題に取り組んでいる。

ウ 社会経済的発展の方向

【産業構造の変化】

本市の基幹産業は、米やりんごを中心とする第一次産業であり、大規模化・法人化・機械化による生産性の高い農業の推進を図ってきたが、一方で担い手や後継者不足、山間部など条件不利地における耕作放棄地などの問題も顕在化している。

建設業や製造業などの第二次産業については、これまでの公共事業や企業誘致の効果もあり、建設業、製造業の就業人口が伸び続けてきたが、バブル経済崩壊以降、安い労働力を求めて生産拠点を海外へシフトする企業が増えるなど、国内に生産拠点を置く企業の経営環境は年々厳しくなるとともに、国の三位一体改革や、地方交付税の削減などによって公共事業が著しく減少したことなどから、第二次産業の就業者人口は減少している。

卸売・小売業やサービス業などの第三次産業については、第一次産業や第二次産業の低迷から第三次産業へ就業者がシフトしたことや、郊外型大型店舗の進出などによって一定の雇用が確保されたことなどから、増加傾向にあるものの、中心市街地や地域の商店街では、商店数が減少し空き店舗や空き地が顕著となってきている。

【地域の経済的な立地特性】

本市は、津軽平野のほぼ中央に位置する五所川原地域及び金木地域と、中泊町中里地域を挟んで日本海に面する市浦地域で構成されており、その交通体系は、国道339号が市域を南北に縦断し、弘前市と三厩方面を結ぶとともに、国道101号が東西に横断し、青森方面と能代市を結んでおり、両

国道の交差する本市は、古くから交通の要衝として発展してきたところである。

このように地理的な条件に恵まれた本市においては、これまで近隣に競合する都市がなかったことから、本市周辺と以北の町村を含む独自の商業圏を形成し発展し続けてきた。平成6年には、近隣市町村での大型ショッピングセンター開業の影響から、一時商圏人口が縮小した。しかし、平成9年に「ELM（エルム）」が開業し、平成19年12月には津軽自動車道浪岡五所川原道路五所川原ICの供用開始により、「ELM（エルム）」へのアクセスが向上し商圏人口が一層拡大した。現在まで本市の商圏人口は堅調に推移している。

また、工業についても地理的な好条件と、昭和40年代後半の近隣町村からの人口流入、そして企業誘致対策によって、企業立地が進んでいる。

平成26年11月には、五所川原北ICからつがる柏ICまでの五所川原西バイパスも供用開始されたところであり、また、平成28年3月の北海道新幹線奥津軽いまべつ駅開業に伴う、津軽半島地域における更なる交流の創出や観光振興等が期待されている。

【青森県の基本計画による位置付け】

青森県では、平成30年12月に平成31年度から令和5年度までを計画期間とする「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」を策定している。

計画の中では、2030年の青森県が目指す姿を、青森県の「生業（なりわい）」と「生活」が好循環する地域、言い換えると「世界が認める『青森ブランド』の確立」としている。「青森ブランド」の具体像を「『買ってよし、訪れてよし、住んでよし』の青森県」とし、「産業・雇用」、「安全・安心、健康」、「環境」、「教育・人づくり」の4つの分野ごとに目指す姿を示し、実現のために取り組んでいくべき基本的な方向を設定している。また、地域別計画を策定し、2030年のめざす姿、特性と課題、今後5年間の取組の基本方針と主な取組を示している。本市の属する西北地域は、以下のとおりである。

（西北圏域内市町：五所川原市、つがる市、鰯ヶ沢町、深浦町、板柳町、鶴田町、中泊町）

【社会経済的方向】

上記のとおり、本市は、青森県西北地域の交通の要衝として、また、産業の交流地点として発展してきた歴史的背景があることから、その強みを生かしながら、通勤・通学や買い物、文化スポーツ活動といった生活圏内の交流や、ビジネス、商業輸送、観光といった生活圏外からの交流など、様々な目的を持った人々が本市を訪れ多様な交流活動がなされるまちづくりを推進する。

また、若者が夢と希望を抱くことのできる就業先の確保や快適に暮らすことのできる居住環境の整備、そして、子どもを安心して育てることのできる支援策の充実を図る。

（2）人口及び産業の推移と動向

本市の人口を国勢調査で見ると（表1-1（1）人口の推移（国勢調査）参照）、昭和35年をピークに減少し続けており、昭和35年と令和2年を比較するとこの60年間で0歳から14歳の年少人口が80.9%（△20,568人）の減少と最も大きく、生産年齢人口（15歳～64歳）のうち、15歳から29歳人口が71.3%（△13,211人）の減少となっている。

一方、65歳以上の老人人口は、昭和35年以降増加する傾向にあり、昭和35年と令和2年を比

較すると479.0%（15,286人）の増加となっている。

このように少子化が進むことで、年少人口と生産年齢人口の割合が減少し、老人人口割合が増加し続け、人口減少が加速した結果、令和7年には5万人を切り、令和27年には31,867人と予測されている（表1-1（3）人口の見通し参照）。

本市の就業人口の推移を見ると（表1-1（4）産業別人口の動向（国勢調査）参照）、平成27年の国勢調査では、26,206人となっており、その構成比は、第一次産業14.1%（3,704人）、第二次産業19.7%（5,157人）、第三次産業63.0%（16,512人）、分類不能3.2%（833人）である。

昭和35年と平成27年との比較では、総数で21.2%の減少となっている。また、第一次産業が83.2%（△18,341人）の減少となって、対して第二次産業が101.4%（2,597人）の増加、第三次産業が91.0%（7,867人）の増加と基幹産業である第一次産業が低迷する中、第二次産業と第三次産業が増加している。

このうち、第二次産業の就業人口については、建設業と製造業の伸びによって平成12年まで増加傾向にあったが、近年の公共事業発注件数の減少や、誘致企業の経営環境悪化によって、平成17年には減少に転じている。

第三次産業の就業人口増加については、金融・保険・不動産業、卸売・小売業・飲食店、サービス業の増加によるものである。

表1－1（1）人口の推移（国勢調査）

(単位：人、%)

区分	昭和35年		昭和55年		平成2年		平成27年		令和2年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	70,222		68,738	△2.1	63,843	△9.1	55,181	△21.4	51,415	△26.8
0歳～14歳	25,428		15,905	△37.5	12,098	△52.4	6,007	△76.4	4,860	△80.9
15歳～64歳	41,603		46,033	10.6	42,729	2.7	31,606	△24.0	28,078	△32.5
うち15歳～ 29歳(a)	18,518		15,155	△18.2	10,970	△40.8	6,368	△65.6	5,307	△71.3
65歳以上 (b)	3,191		6,800	113.1	8,984	181.5	17,433	446.3	18,477	479.0
(a) /総数 若年者比率	26.4		22.04	—	17.2	—	11.5	—	10.3	—
(b) /総数 高齢者比率	4.5		9.89	—	14.1	—	31.6	—	35.9	—

※各年の増減率は、昭和35年と比較したもの。

※年齢不詳があるため、各年齢層の合計と総数は一致しない場合がある。

表1－1（2）人口の推移（住民基本台帳）

(単位：人、%)

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	65,741	—	64,315	—	△2.2	61,061	—	△7.1
男	31,118	47.3	30,258	47.0	△2.8	28,411	46.5	△8.7
女	34,623	52.7	34,057	53.0	△1.6	32,650	53.5	△5.7

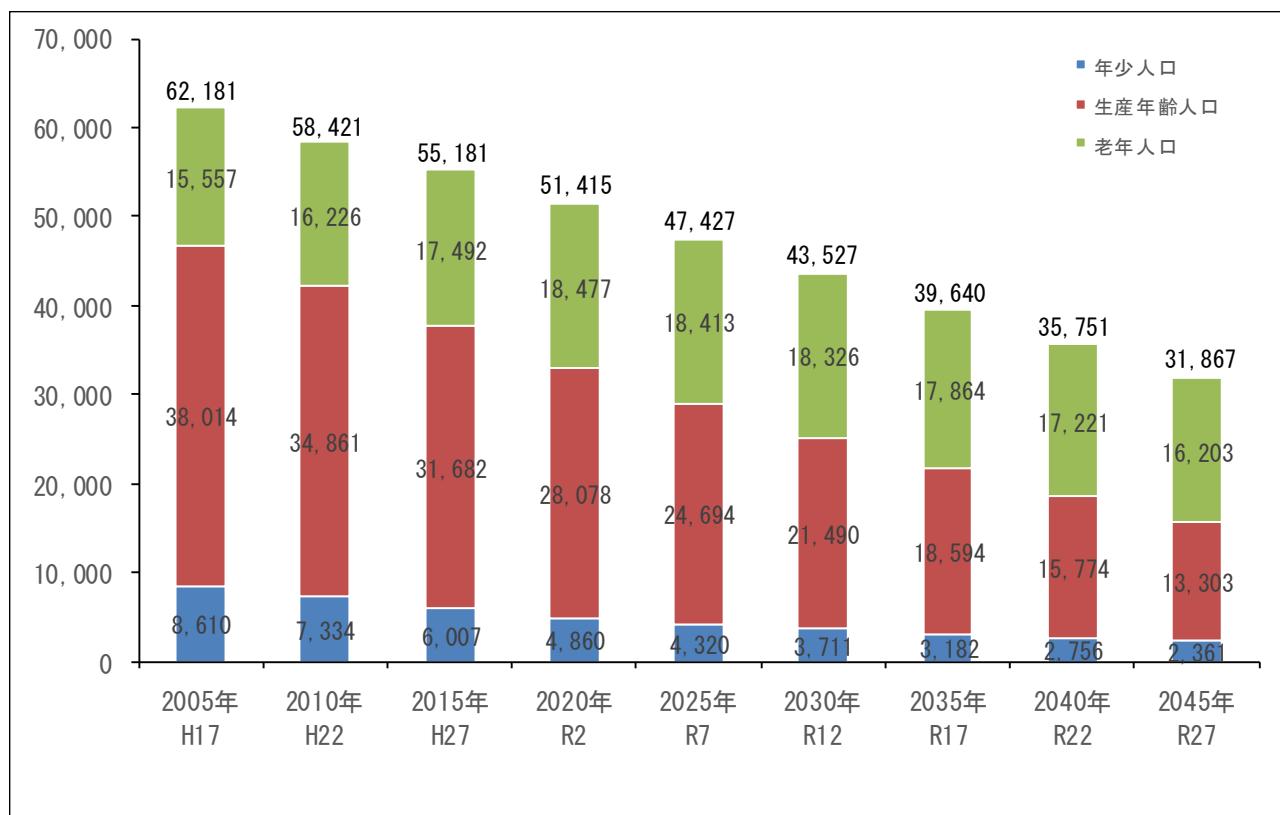
区分	平成27年3月31日			令和2年3月31日			令和3年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)	57,654	—	△12.3	53,459	—	△18.6	52,715	—	△19.8
男 (外国人住民除く)	26,560	46.1	△14.6	24,545	45.9	△21.1	24,227	46.0	△22.1
女 (外国人住民除く)	31,094	53.9	△10.2	28,914	54.1	△16.5	28,488	54.0	△17.7
参考	男 (外国人住民)	21	25.3	—	37	31.6	76.2	32	29.6
	女 (外国人住民)	62	74.7	—	80	68.4	29.0	76	70.4

※各年の増減率は、平成12年3月31日と比較したもの。

表1－1（3）人口の見通し

人口の推移

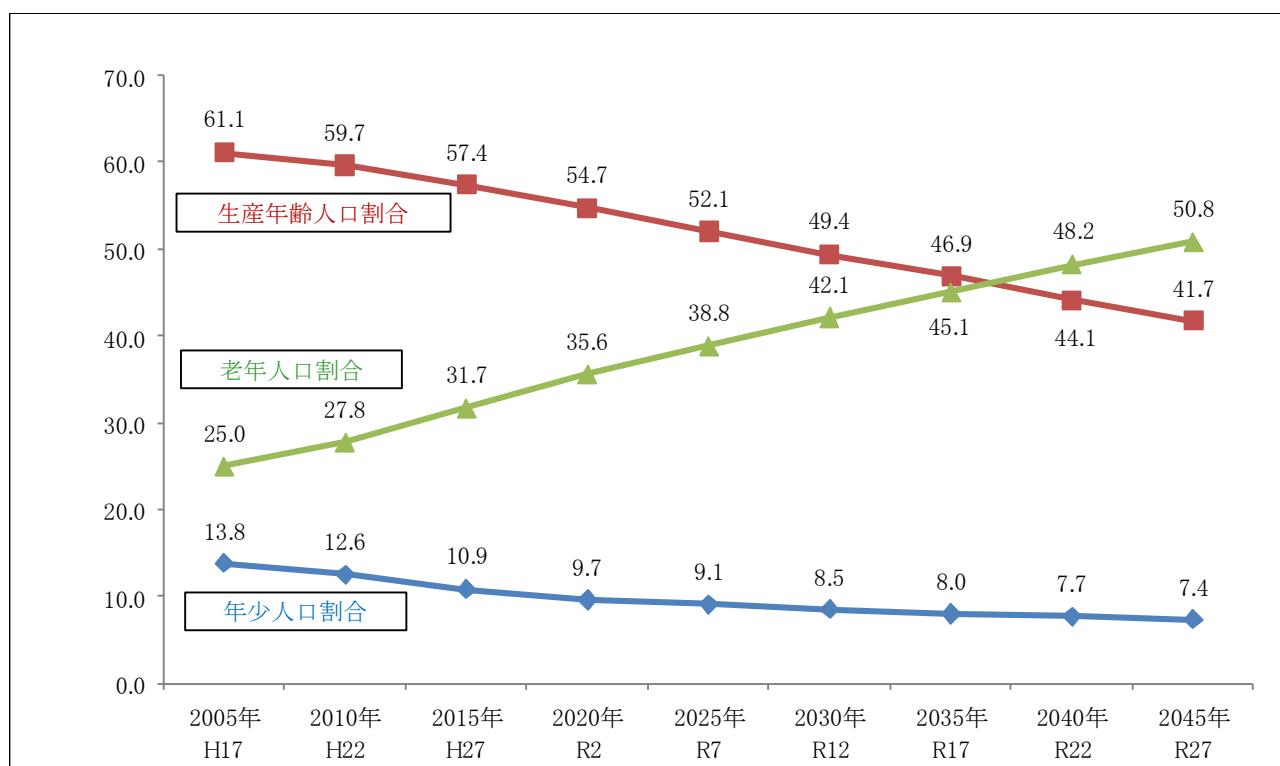
（単位：人）



（資料：五所川原市人口ビジョン）

年齢構成割合の推移

（単位：%）



（資料：五所川原市人口ビジョン）

表1－1（4）産業別人口の動向（国勢調査）

(単位：人、%)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	33,250	31,571	△5.0	29,916	△10.0	27,868	△16.2	26,206	△21.2
第一次産業 就業人口	22,045	14,302	△35.1	8,265	△62.5	4,596	△79.2	3,704	△83.2
第二次産業 就業人口	2,560	4,136	61.6	6,661	160.2	6,196	142.0	5,157	101.4
第三次産業 就業人口	8,645	13,039	50.8	14,969	73.2	16,922	95.7	16,512	91.0

※各年の増減率は、昭和35年と比較したもの。

※不詳・分類不能があるため、就業人口の計は100%とならない。

(3) 五所川原市の行財政の状況

ア 財政の状況

本市の普通会計における財政状況は表1-2(1)のとおりである。

令和元年度の実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標である実質公債費比率は、地方債の発行に許可が必要となる18%を下回っているが、財政の弾力度を表す指標である経常収支比率は、98.4%と平成22年度に比べて上昇している。少子化や過疎化の影響による税収減や社会保障費の増大、地域のニーズに的確に応えていくための行政サービスの増大が今後も見込まれ厳しい財政運営を余儀なくされるが、現在の財政構造では、国の交付税等に依存せざるを得ない。よって、自主財源の確保と強化に努めながら、多様化する住民ニーズに的確に対応するとともに人口減少を緩やかにする各種事務事業の選択、重点配分など社会経済や行政需要の変化に弾力的に対応していくための財政基盤の強化が課題である。

なお、平成27年度及び令和元年度の過疎対策事業債の歳入や地方債現在高が大きく増加しているが、老朽化した給食センター建設及び一般廃棄物処理場建設によるものである。

表1-2(1) 市財政の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	31,160,289	33,332,622	32,211,513
一般財源	18,111,078	18,052,984	17,595,772
国庫支出金	4,985,247	5,549,986	5,615,890
都道府県支出金	1,769,350	2,208,363	2,546,981
地方債	4,800,342	5,951,934	4,024,511
うち過疎債	527,500	3,340,500	2,948,300
その他	1,494,272	1,569,355	2,428,359
歳出総額 B	30,462,841	32,512,133	31,575,233
義務的経費	15,316,410	15,485,407	15,723,908
投資的経費	3,886,334	6,024,426	4,278,988
うち普通建設事業	3,869,578	5,904,770	4,277,533
その他	11,260,097	11,002,300	11,572,337
過疎対策事業費	2,905,911	4,285,187	4,596,647
歳入歳出差引額 C (A-B)	697,448	820,489	636,280
翌年度へ繰越すべき財源 D	39,937	100,411	59,239
実質収支 C-D	657,511	720,078	577,041
財政力指数	0.34	0.32	0.33
公債費負担比率	23.7	22.9	23.3
実質公債費比率	19.6	13.5	11.1
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	93.9	96.4	98.4
将来負担比率	156.0	150.9	130.8
地方債現在高	42,210,182	52,350,730	53,642,682

(資料：市財政課)

イ 行政の状況

本市は、平成17年3月28日に五所川原市、金木町、市浦村が合併した市であり、平成27年に合併して10年の節目を迎え、合併10周年を記念して平成27年3月28日に五所川原市民憲章及び五所川原市の花・鳥・木・貝を制定した。

市町村合併にあたっては、合併協議会において検討・協議の上、「新市建設計画」を策定し、また平成19年6月には、この「新市建設計画」を踏まえ平成26年度までを目標とし、目指すべき将来像を「活力ある・明るく住みよい豊かなまち」とした「五所川原市総合計画（以下「市総合計画」という。）」を策定した。平成26年度には、市総合計画の計画期間が満了することから、新たに平成27年度から令和6年度までを計画期間とした市総合計画を策定し、これまでのまちづくりを継承する観点から目指すべき将来像を「活力ある・明るく住みよい豊かなまち」としている。

ウ 主要公共施設等の整備状況

道路については、高速交通体系である津軽自動車道浪岡五所川原道路が平成19年12月に全線暫定供用、平成26年11月に五所川原北ICからつがる柏ICまでの五所川原西バイパスが、平成31年3月に鰺ヶ沢道路がそれぞれ供用開始され、高速交通体系としてアクセス道路の整備が進められた。現在は、津軽自動車道つがる市～鰺ヶ沢町間（柏浮田道路）の約13キロについて平成30年に新規事業化されている。

生活環境については、事業開始からこれまでの施設整備によって、水道普及率が94.7%（市浦地域における給水事業を含む。）まで向上しており、老朽化した配水管についても計画的に布設替等整備している。また、水洗化率についても合併処理浄化槽の設置が進み向上している。

ごみ・し尿処理については、本市、つがる市、中泊町及び鶴田町で構成する西北五環境整備事務組合によって共同処理されている。当該組合のし尿処理施設は老朽化していたため、平成23年度に新設している。最終処分場については、建設工事が完了し、五所川原市金木第2一般廃棄物最終処分場として、令和2年10月1日から供用開始している。

医療施設については、西北地域の中核病院として、地域医療連携や医師確保対策の強化による医療サービスの充実を図るため、平成26年4月につがる総合病院を開設している。

学校関連施設については、近年の少子化の影響から複式学級が増えたことや、施設の老朽化が顕著となっていることから、校舎の改修や耐震化などを適切に実施し、児童生徒が安全で快適な学校生活を過ごせるよう教育環境の改善を図っている。

表1－2（2）主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年 度末	平成2年 度末	平成12年 度末	平成22年 度末	令和元年 度末
市町村道					
改良率(%)	37.6	57.4	62.2	68.7	88.0
舗装率(%)	26.6	48.0	56.9	67.2	69.7
農道					
延長(m)	—	10,834	46,741	48,179	48,165
耕地1ha当たり農道延長(m)	55.7	45.1	48.8	—	—
林道					
延長(m)	26,282	26,282	40,033	41,026	42,449
林野1ha当たり林道延長(m)	17.3	17.3	17.8	18.2	13.7
水道普及率(%)	73.0	87.3	90.5	95.5	94.7
水洗化率(%)	3.4	18.4	49.0	63.2	77.8
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	16.1	16.5	14.7	12.1	11.1

※1 上記区分のうち、平成22年度以降の市町村道の「改良率」と「舗装率」及び平成22年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査（総務省自地財政局財務調査課）の記載要領による。

2 上記区分のうち、平成22年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に次の算式により算定する。

$$\text{「改良率」} = \text{改良済延長} / \text{実延長} \quad \text{「舗装率」} = \text{舗装済延長} / \text{実延長}$$

3 上記区分のうち、平成12年度までの「水道普及率」については公共施設状況調査の記載要領によることとし、平成22年度以降については、公益財団法人日本水道協会の「水道統計」の数値を使用する。

4 上記区分のうち「水洗化率」については、次の算式により算定する。なお、基準日はその年度の3月31日現在とする。またAからDまでについては公共施設状況調査の記載要領に、Eについては一般廃棄物処理事業実態調査（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の記載要領による。

$$\text{水洗化率} = (A + B + C + D + E) / F$$

A：公共下水道現在水洗便所設置済人口

B：農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

C：漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

D：合併処理浄化槽処理人口

E：単独処理浄化槽処理人口

F：住民基本台帳登載人口

5 表中「—」はデータ取得不能のため。

(資料：市土木課・農林水産課・農村整備課・上下水道部・健康推進課)

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア これまでの過疎法に基づく過疎対策の成果と現在の課題

本市は、平成17年3月の市町村合併以来、過疎地域自立促進計画（計画期間：平成22年度～令和2年度）に基づき、中核病院建設事業をはじめとした自治体病院機能再編成を推進し、医療の確保を中心に地域の実情に応じた過疎対策事業に取り組んできた。過疎法第12条第2項に規定する過疎地域自立促進特別事業としては、圏域の慢性的な医師不足という課題に対し、地域医療の確保を目的とした医師確保対策事業に重点的に取り組んだ。

また、学校給食センター建設事業、消防防災施設整備事業、一般廃棄物最終処分場建設事業、道路整備事業など老朽化に伴い機能が低下した施設、インフラに対しても、住民のニーズに対応しその整

備を進めてきた。

しかし、農業に代表される第一次産業の担い手不足や、コミュニティ活動の低下といった地域の担い手不足という人口減少に伴う重要な課題も依然として残されている。

イ 地域の将来像とそのための基本的な施策

青森県では、過疎地域持続的発展方針の中で、過疎地域等を巡る新たな動きを捉えた人財の確保・育成や雇用機会の拡充、それぞれの地域の豊富な資源を生かした自立的な地域づくりの2つの視点に重点を置いて各種施策に取り組むことにより、過疎地域等が人口減少を克服し、地域住民の誰もが、地域で安心して暮らしていくことができる、持続可能な地域となることをめざすとしている。

その方針を受けて、本市では、豊かな自然や歴史文化資源、農林水産物、伝統あるまつりや産業といった五所川原らしさを生かし、誇りをもって次代へ継承していくことにより、「活力に満ちあふれた健康で文化的な生活」に支えられた「住みやすさ」の構築を目指していく。また、市総合計画において「活力ある・明るく住みよい豊かなまち」をめざす将来像としており、この将来像に基づくまちづくりを推進していくために、次の6つの施策を基本としながら地域の持続的発展を図っていく。

①地域の強みを生かす産業・賑わいづくり 一産業・雇用一

- 消費者志向に対応した農林水産物の高付加価値化や農商工連携を推進するとともに、意欲ある担い手の育成・農地の集約・利活用をはじめ生産基盤の強化を図り、生業（なりわい）として魅力をもった競争力のある農林水産業の振興を図っていく。
- 立佞武多や斜陽館、十三湖をはじめ本市の貴重な観光資源の整備と合わせ、新たな観光コンテンツの開発や広域連携、おもてなしの向上、効果的な情報発信等により、四季を通じた五所川原の魅力をさらに引き出し、伝えることで、何度も訪れたくなる観光の振興を図っていく。
- 地域で商工業を営む事業者の経営改善支援や新たな価値の創造につながる異業種間交流の促進、地域の特性・資源を生かした起業支援等により、地域産業の活性化を図っていく。
- 国・県の動向と合わせ、今後需要が見込まれる医療・健康・福祉関連産業や、人口減少、少子高齢化に対応した生活関連サービス、再生可能エネルギーの導入等の産業の創出及び関連企業の誘致を推進していく。
- 人口減少に伴い今後増加が予想される空き家や耕作放棄地等の未利用資源については、その利活用の可能性を検討していく。

②地域で支え合う健やか・安心な暮らしづくり 一保健・医療・福祉一

- 市民一人一人の健康教養（ヘルスリテラシー）を高め、心身の健康づくりに向けた主体的な行動を促進することで、疾病の発症・重症化予防につなげる。また、つがる総合病院を中心とし、高度・救急医療体制の強化を図るとともに、在宅医療の推進等、病診連携による地域医療の充実を図っていく。
- 結婚や出産に希望を持ち、安心して産み育てることができるよう、結婚・出産に対する支援や保育サービスの充実、子育てに対する不安や負担感、孤立感の解消、仕事と生活の調和の実現等に取り組み、地域社会全体で子どもを育み、子育てを支援するまちづくりを推進していく。
- 誰もが安心して地域で暮らしていくことができるよう、保健・医療・福祉包括ケア体制の構築や相

談支援体制の充実、多様な主体による福祉活動の活性化を図り、一人一人の生活に寄り添うきめ細かな支援に向けた取組を推進していく。

○介護保険や医療、生活保護等における適正な給付・支給等、各種社会保険制度の適正な運営に努めていく。

③個性を伸ばし育む人財・文化づくり　－教育・文化－

○「知・徳・体」のバランスのとれた力を養成し、「生きる力」を育むとともに、きめ細かな学習支援、特別支援教育の推進等により、一人一人の個性・能力を伸ばす学校教育を推進する。併せて、国際化・情報化時代に対応した人財の育成を図っていく。

○地域全体で子どもを育み、また、郷土への誇りと愛着形成を図るため、学校と家庭・地域が連携し、多様な体験機会の創出や家庭の教育力の向上、規範意識の習得、学校支援体制の構築等に取り組んでいく。

○多様化する余暇活動の中において、地域における生涯学習・スポーツの推進と活動を通じた多様な交流を促進するため、地域特性・資源を生かした学習機会の充実や様々なスポーツ活動機会の充実、施設整備の推進と有効活用を図っていく。

○地域における芸術・文化の醸成を図るため、様々な分野における優れた芸術・文化に触れる機会の創出や芸術・文化拠点の整備を推進するとともに、伝統文化の継承に向けた取組支援や文化財の保護・活用を図っていく。

④命と生活を守る安全・安心づくり　－防犯・防災・交通安全・人権擁護－

○東日本大震災をはじめ、全国で多発する災害の教訓を踏まえ、災害に対する意識啓発や様々な災害を想定した対策の推進、迅速かつ正確な情報提供、自主防災組織の強化等、災害・危機に強いまちづくりに向けた取組を推進していく。

○市民を犯罪被害から守るため、防犯に関する知識普及・情報提供を図りながら、地域による防犯活動や市民同士の声かけの促進等、地域ぐるみでの防犯対策を推進していく。また、交通事故防止に向け、交通ルールの遵守への働きかけや子どもや高齢者の事故防止対策、交通事故が起こりにくい環境の整備等に取り組んでいく。

○急増する空き家問題を解決するため、「五所川原市空き家等の適正管理に関する条例」に基づく空き家の適正管理を推進し、市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与していく。

○著しい人権侵害である虐待やいじめ、暴力、差別等から市民を守り、適切に対応するため、人権侵害に対する正しい知識の普及や意識啓発を図り、関係機関との連携体制を強化し、早期発見・早期対応に努めるとともに、各種相談窓口の周知を図っていく。

⑤快適で質の高い環境・住まいづくり　－都市基盤・生活環境－

○利便性の高い都市基盤の整備を図るため、高速交通網の整備促進や魅力ある市街地の形成を推進する一方で、人口減少時代に対応した公共施設の運営及び維持管理の推進やきめ細かな公共交通網の整備、コミュニティの拠点づくり等を推進していく。

○安全・快適な生活環境づくりに向け、公園や公営住宅、上下水道等の社会基盤の適切な維持管理及び長寿命化・耐震化に向けた取組を推進していく。また、雪に強いまちづくりを目指し、除排雪体制の強化を図っていく。

○資源循環型社会の形成に向け、ごみの減量化及びリサイクルの推進、廃棄物・し尿の適正処理、自然環境の保全、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの活用等の取組を推進していく。

⑥共にすすめる持続可能なまちづくり 一行財政運営一

○市民協働によるまちづくりを推進するため、広報・広聴活動・情報公開の充実を推進し、地域課題の共有を図りながら、地域活動の活性化と地域活動を牽引するリーダーの育成に取り組んでいく。併せて、協働によるまちづくりの仕組みを構築し、幅広い分野において様々な形態による協働の取組を促進していく。

○効率的・効果的な施策の推進と財政の安定化に向け、事務事業の見直しに資する行政評価の推進や柔軟な組織体制の構築、計画的な財政運営等の取組を推進していく。併せて、職員の資質・能力向上に向けた取組を推進していく。

○加速する人口減少社会の中、持続可能で活力あるまちづくりに向け、分野横断的な取組による定住促進及び市外からの移住促進を図り、本市で暮らすことに対して魅力を感じられる施策を推進していく。

○多様化、複雑化する行政課題に対し、単独で取り組むには限界があることから、これまでの一部事務組合や広域連合での取組を継続推進しながら、新たな課題が発生した場合には、近隣自治体と連携を検討するなど、広域連携による取組を推進していく。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本市における総人口は、令和2年度の国勢調査では、51,415人となっており、五所川原市人口ビジョンの推計（表1-1（3））では、令和7年度の人口推計は47,427人となっている。

過疎地域の持続的発展には、人口減少を緩やかにしながら、若い世代の結婚・出産・子育て希望の実現などの自然減対策、魅力ある働く場の創出などの社会減対策の両面に着目した対策に取り組むことが重要であり、人口推計以上の人口減少を防ぐため、地域の持続的発展のための基本目標を、当市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付けている市総合計画内の「人口減少対策プロジェクト」に掲げる下記の目標とする。

指標	基準値 (平成27年度)	目標値 (令和7年度)	根拠資料
総人口に占める年少人口及び生産年齢人口の割合	68.2%	68.2%	国勢調査
合計特殊出生率	1.37	現状より増加	人口動態統計
昼夜間人口比率	101.2%	102.0%	国勢調査
平均寿命	男 78.5歳 女 86.0歳	全国平均との差を縮小	厚生労働省生命表

（資料：五所川原市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の目標は、市総合計画内の人口減少対策プロジェクトの目標と合致していることから、目標達成状況の評価は毎年度実施される外部有識者等で構成される市総合計画審議会で審議し、その結果

をホームページ上に公表する。

(7) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設については、本市が合併により新設されたこともあり、比較的多くの施設を保有している現状にあるが、今後、利用状況や老朽度などを考慮し、類似団体程度まで施設群ごとに施設数及び保有総面積を縮減し、維持更新費の削減を図り、持続可能な施設管理を行っていく。

インフラ施設については、転用や施設そのものの廃止は適さないものだが、施設の重要度や利用状況、老朽度などを勘案し、代替機能のある施設であれば廃止、代替機能のない施設であれば計画的・効率的な維持管理をしていくものとし、必要に応じて適正な料金の負担を求めていくものとする。

以下に、適正な施設管理に関する基本的な考え方を示す。

①既存施設の統合や廃止等による総資産量の適正化

人口動向や施設の利用状況、類似施設の配置状況、類似団体の状況等を勘案し、アセットマネジメントを取り入れた将来的な必要性や地域での役割などを検討することで、施設の見直しや統廃合を進めていく。

見直し等により余剰施設となったものは、住民ニーズやパブリックコメントによる意見集約、議会との協議などさまざまな検討を行い、人口減少や人口構造の変化を見据え、将来的に利用が見込めない施設については貸付や売却等を進め、財源の確保に努めていくとともに、貸付や売却等が見込めない場合は、リスク評価を行い、危険除去の優先順位を設け早急に対応していく。

また、施設の新設にあたっては、既存施設との複合化・多目的化を検討し、どうしても必要な場合のみ適正規模を考慮しながら新設することとし、可能な限り新設の抑制を図っていく。

②長寿命化及び耐震化の推進

長期的に継続して利用する施設については、施設の維持管理を事後の・対症療法的なものから計画的・予防的なものに転換し、適宜、点検・診断等を行い、施設の劣化が進行する前に施設の性能を維持するとともに、長寿命化を図りライフサイクルコストを縮減する。

また、耐震化の推進については、既に「五所川原市耐震改修促進計画」を策定しており、耐震性がないと認められた施設は、順次耐震改修または統廃合していくものとし、未だ耐震診断を行っていない施設に対しては今後早急に行っていく。

③民間活力の活用

指定管理者制度やPFIなどのPPP手法の導入により、施設の整備、更新、維持管理、運営において、民間事業者の資金やノウハウを活用し、より効果的、効率的なサービスの提供に努める。

以上のように、五所川原市公共施設等総合管理計画（以下「市公共施設等総合管理計画」という。）

では、人口動向や施設の利用状況、類似施設の配置状況、類似団体の状況等を勘案し、アセットマネジメントを取り入れた将来的な必要性や地域での役割などを検討することで、施設の見直しや統廃合を進めていくとあるが、過疎地域の発展との両立を目指し、人口推計や地域での役割などを勘案し、長期的な展望に立ち、真に過疎地域の持続的発展に資する公共施設あるいはインフラであるか、十分に検討した上で既存施設の長寿命化及び耐震化、統合や廃止等、そして民間活力の活用の視点の下、厳選した公共施設及びインフラを整備していくものである。

本計画は、このような市公共施設等総合管理計画の内容を前提として、本地域が、急速な人口減少によって地域社会の活力が低下し、他地域と比較して生産機能や生活環境の整備等が低位にあることから、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を行うことにより、過疎地域の持続的発展を図り、住民の福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正を目的として策定するものであることから、両計画の整合性は図られているものである。以上のことから、本計画に記載の全ての公共施設等の整備に関しては、市公共施設等総合管理計画に適合している。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本市が目指す「活力ある」まちづくりを進めるためには、地域の経済や産業、コミュニティ等を支える担い手が、年齢階層別にしっかり確保されている必要がある。

近年は、人口の東京一極集中が顕著で、本市においても、少子高齢化に伴う人口減少のみならず、県内でも特に厳しい雇用情勢や若年者が進学や就職を契機とした市外への転出により、転出が転入を上回る状態が続いていること、将来を担う若者の定住促進が課題となっている。

表2-1青森県内各地域間における人口移動状況と表2-2の各都道府県間における人口移動状況によると県内においては、近隣の青森市及び弘前市への転出が多く、近隣の町からの転入が多いことがわかる。全国的に見ると関東圏である東京都・千葉県・神奈川県への転出、同地域からの転入が多く、年間で平成30年度では384人、令和元年度では154人の転出超となっている。

人口減少社会において、持続可能で活力あるまちづくりを推進するためには、定住促進と市外からの移住促進を同時に進めながら人口減少のスピードを少しでも緩めるように取り組むことが重要であることから、本市では国が平成21年から取り組んでいる地域おこし協力隊事業を平成30年度より実施しており、隊員2名による地域の魅力を域外の人の視点に立って、掘り起こしを行うとともに、その活動を広報やSNSで発信することにより、本市の魅力発信に努めてきた。

また、地域連携による活力ある経済・生活圏の形成を推進する施策として「定住自立圏構想」に基づき、平成27年12月3日に定住自立圏構想の中心市宣言を行い、平成28年3月30日に本市と圏域1市4町（つがる市、鰯ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町）との間で1対1の定住自立圏の形成に関する協定を締結し、以降、五所川原圏域定住自立圏共生ビジョンに基づき、農業に関心を持っている人や田舎暮らし志向の人などを対象とする滞在型を柱とした体験交流の受入体制の強化を図る「グリーンツーリズム推進事業」、U.I.Jターン希望者に対し、住宅物件や就労機会等の情報を効果的に提供、紹介、斡旋するとともに、圏域の魅力を首都圏に発信する「交流・移住の促進事業」や空き家を売りたい又は貸したい所有者の物件を空き家バンクに登録後、ホームページにその情報を公開し、空き家を買いたい又は借りたい移住・定住希望者とのマッチングを行う「五所川原圏域空き家バンク」を実施してきた。

こういった取組を実施してきたが、全国的な人口減少時代にあって、人口を増加させることには限界があり、地域の活性化を図るためにも、通勤・通学、買い物、観光など、様々な目的を持った人々が本市を訪れ、多様な交流活動がなされるまちづくりを推進することが必要である。

表 2-1 人口移動の状況（本市と県内各地域間）

(各年度末現在 単位：人)

市町村	平成 30 年度		令和元年度	
	転入	転出	転入	転出
青森市	203	242	230	199
弘前市	138	210	120	178
八戸市	36	51	43	45
黒石市	10	26	15	10
十和田市	19	21	13	26
三沢市	10	13	9	12
むつ市	20	25	19	27
つがる市	153	172	145	145
平川市	6	14	10	7
東津軽郡	4	6	7	6
中津軽郡	0	0		
南津軽郡	14	19	15	21
上北郡	20	21	16	30
下北郡	10	5	4	1
三戸郡	2	1	5	8
鰺ヶ沢町	24	9	26	13
深浦町	24	24	19	10
板柳町	17	29	19	19
鶴田町	67	29	53	35
中泊町	58	54	81	42
職権記載、消除	6	3	8	11
計	841	974	857	845

表 2-2 人口移動の状況（本市と各都道府県間）

(各年度末現在 単位：人)

都道府県	平成 30 年度		令和元年度	
	転入	転出	転入	転出
青森県	835	971	849	834
北海道	38	67	38	56
岩手県	31	56	47	30
宮城県	68	107	64	101
秋田県	24	29	38	32
山形県	21	11	9	11
福島県	19	19	22	11
茨城県	21	19	5	17
栃木県	4	12	6	14
群馬県	8	17	7	6
埼玉県	35	60	40	68
千葉県	38	54	33	56
東京都	92	158	74	139
神奈川県	56	92	69	80
新潟県	3	6	2	3
長野県	4	7	4	7
岐阜県	0	1	2	2
静岡県	11	16	3	13
愛知県	11	19	16	20
京都府	0	1	1	2
大阪府	7	15	5	10
沖縄県	3	1	2	0
その他	30	35	44	45
国外	52	22	45	22
計	1,411	1,795	1,425	1,579

※青森県については、表 2-1 の計から職権記載、消除を除いた人数。

(資料：市民課)

(2) その対策

①移住・定住

市外からの移住者の受入環境の充実や経済的負担軽減といった優遇施策を実施し、本市への移住を促進する。

本市で暮らすことの魅力について、様々な媒体を通じて積極的に発信するとともに、関係機関等と連携し、本市への移住希望者に対する情報提供を行う。

圏域自治体との連携により、空き家バンクを運営し、移住希望者へ住まいの情報を提供するとともに、農地の権利移転の要件緩和による、農地付き空き家の利活用を図る。

東京一極集中の是正と若者の移住・定住を促進するため、空き店舗や空き工場等を有効活用する移

住者等に対する支援の充実を図る。

空き家、公共施設、旅館やホテルの一部等を利用した移住体験拠点を整備するなど、移住を検討している方が実際に住んで市の暮らしを体験できる環境の整備や、既存の移住体験拠点の機能向上やプロモーション等による移住体験拠点の活用促進に繋がる取組を進める。

②地域間交流

広域的な連携の下、圏域全体の魅力をPR、新たな交流を促進、交流機会の創出により地域の活性化を図る。

③人材育成

地域で活躍する職員の育成、地域リーダーの育成、外部人材の積極的な活用や地域づくり団体の組織力の維持・強化など、地域力の向上を図る取組や新たな地域の担い手の確保と育成を推進する。

④施設水準の目標

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、市公共施設等総合管理計画との整合を図り、民間事業者の資金やノウハウを活用しながら、複合化・多目的化を行うものとする。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住 (2) 地域間交流 (3) 人材育成 (4) 過疎地域持続的発展事業 移住・定住 地域間交流 人材育成 その他 基金積立 (5) その他			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

市公共施設等総合管理計画では、適正管理に関する基本的な考え方として「施設の新設にあたっては、既存施設との複合化・多目的化を検討し、どうしても必要な場合のみ適正規模を考慮しながら新設することとし、可能な限り新設の抑制を図っていきます。」及び「施設の整備、更新、維持管理、運営において、民間事業者の資金やノウハウを活用し、より効果的、効率的なサービスの提供に引き続き努めます。」としている。

本計画では、(2) ④施設水準の目標にもあるとおり、市公共施設等総合管理計画と整合を図り、民間事業者の資金やノウハウを活用しながら、複合化・多目的化を行うとしていることから、本計画は市公共施設等総合管理計画に適合している。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農林水産業の振興

【農業】

本市の経済活動を支える基幹産業は農業である。主に水稻単作、りんごや野菜を組み合わせた複合経営農家で構成され、水稻と畜産による営農も行われている。しかしながら、平成7年に4,492戸存在した農家数は、令和2年で1,808戸と約60%減少し、従事者の年齢構造も15歳から64歳までの割合が減少し続けている中、65歳以上の割合は増加し、後継者・担い手不足が深刻な状況となっている。

五所川原地域と金木地域は、田、畑、樹園地として、市浦地域では田、畑として、各地域の自然的条件に応じて農地が利用されている。それぞれの地域では、水系などの地域特性があり、概ねほ場整備や用排水路整備がなされている。

高齢化や後継者不足により、離農する農家が増加し、今後農地の供給過剰が見込まれることから、その受け皿となる意欲ある農業後継者や新規就農者など幅広い担い手の確保を図るとともに、地域農業の中心となる経営体、法人の育成を支援し、競争力の高い、強い農業づくりを推進する必要がある。

併せて耕作条件が悪い農地や未整備農地の生産効率の向上や農地の集積・集約化を進めるため、更なるほ場整備を実施していく必要がある。

また、稲作を主体とした中小農業者の経営安定を図っていくためには、高収益作物の導入による複合経営を進める必要がある。

さらに、県内と比較しても進捗していない加工、流通、販売まで一体的に行う6次産業化に取り組む経営体の育成を推進することにより、農家の所得向上と安定及び地域農業の活性化を図っていく必要がある。

しかし、市内には農産物の加工に特化した業者や施設等が少なく、6次産業化の推進等に対応できる体制が構築されていない。そのため、地域に農産物を加工する施設を整備する等、それぞれの農家が消費者のニーズに合わせた地域の魅力ある商品づくりに容易に取り組みやすくする体制構築が重要となっている。

その他、長年の課題となっている稲作で発生する稻わらの焼却処理によるばい煙の生活被害があり、これを防ぐために副産物である稻わらの有効活用を強力に進める必要がある。持続的に稻わらの有効活用を図っていくためには収集した稻わらを販売することで利益に繋げるとといった仕組みづくりと、実際に稻わら収集を行う作業機械や収集した稻わらの保管施設等を確保することが課題となっている。

表3-①(1) 農業経営の状況

(単位: 戸、人、ha)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総農家数	4,492	3,954	3,410	2,912	2,385	1,808
販売農家	4,007	3,575	2,898	2,412	1,963	1,543
専業農家	580	641	719	861	846	-
第1種兼業農家	1,520	1,045	856	569	424	-
第2種兼業農家	1,907	1,889	1,323	982	693	-
農業就業人口	7,043	6,025	5,370	4,535	3,642	3,877
15歳～29歳	393	359	358	250	142	172
30歳～59歳	3,299	2,249	1,822	1,506	1,034	1,325
60歳～64歳	1,235	886	656	573	603	562
65歳以上	2,116	2,531	2,534	2,206	1,863	1,818
耕地面積	8,042	7,954	7,767	8,163	7,459	7,008
田	6,810	6,766	6,399	6,709	6,511	6,094
畑	434	415	648	795	335	378
樹園地	798	773	721	659	614	536

※平成7年の農業就業人口は、総農家の数値を掲載。それ以外は、販売農家の数値を掲載。(資料: 農林業センサス)

表3-①(2) 農業生産の推移

(単位: ha、t)

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	作付面積	生産量	作付面積	生産量
水陸稻	6,246	37,820	5,308	32,810	5,560	34,200	4,920	29,597
小麦	185	427	431	1,032	582	687	479	709
ばれいしょ	41	831	64	1,305	44	709	29	441
豆類	132	217	285	518	253	439	505	705
りんご	885	18,500	860	16,400	968	19,700	940	20,900
葉茎菜類	73	1,733	70	1,648	59	1,263	5	51
根菜類	61	1,770	53	1,554	26	531	23	112
果菜類	159	3,449	140	3,851	143	3,952	27	1,519
飼料作物	763	23,281	882	25,014	682	20,100	129	3,714

	平成27年		令和元年	
	作付面積	生産量	作付面積	生産量
水陸稻	4,590	28,687	4,568	30,925
小麦	202	397	161	320
ばれいしょ	16	233	4	43
豆類	492	698	472	472
りんご	946	22,231	921	19,157
葉茎菜類	3	48	4	35
根菜類	20	157	26	233
果菜類	21	1,512	22	1,375
飼料作物	228	6,384	298	6,556

(資料: 平成7年、平成12年は農林水産省作物統計、平成17年～令和元年は市農林水産課)

【林業】

本市は、総面積の5割以上を森林が占めているが、輸入材の増加による木材価格の長期低迷そして林業所得の伸び悩みにより、林業従事者が減少するとともに、その高齢化が進行しており、林業経営だけでなく、担い手や後継者の確保についても深刻な状況となっている。

こうしたことから、今後は関係団体（森林組合、森林管理署、林業事業体）との連携を強化し、適正な保育・間伐を図るとともに、林業基盤を支える人材の育成と事業基盤である林道を保全していく必要がある。

【畜産業】

本市の畜産業経営体数は、平成17年には20経営体存在したが、令和2年には6経営体まで減少している。それに伴い、肉用牛の飼育頭数も伸び悩んでおり、「市浦牛」は、出荷頭数の少なさから十分な流通量が確保できていない。

【水産業】

本市の水産業は、日本海に面する市浦地域の海面漁業と十三湖を漁場とする内水面漁業を中心となっている。

海面漁業については、従来からアワビを中心とした磯廻り漁が行われていたが、近年、餌となる海藻の減少によりアワビの漁獲量も減少しており、漁業者の所得に大きな影響を与えている。また、拠点となる十三漁港十三湊地区が整備されたことから、今後は水揚げされる水産物の販路拡大を図るとともに、水産物の高付加価値化の取組を進めることができている。

内水面漁業については、十三湖でのヤマトシジミ漁が中心となっているが、水質や生息環境の変化によりヤマトシジミの資源量が安定しておらず、現在も漁獲制限等の資源管理に努めているものの、将来に渡り主たる漁業として維持できるか懸念されていることから、漁場環境の保全と水産資源の保護が求められている。

表3-①(3) 林業経営の状況

(単位：経営体)

区分	H17	H22	H27	R2
林業経営体数	54	26	15	9

(資料：農林業センサス)

表3-①(4) 畜産業経営の状況

(単位：経営体)

区分	H17	H22	H27	R2
畜産業経営体数	20	13	7	6

(資料：農林業センサス)

表3-①(5) 漁業経営の状況

(単位：経営体)

区分	H20	H25	H30
漁業経営体数	19	4	2

※海面の漁業経営体数

(資料：漁業センサス)

②商工業の振興

【商業】

道路等交通体系の整備とモータリゼーションの進展により、商圈が広域化しており、また、通信販売等の台頭により購買力は分散している。本市では、「ELM（エルム）」を中心とした大型商業施設

の集積が域外から消費を取り込める強みの一つとなっているが、その一方で、中心市街地や地元商店街への人の流れの勢いがなくなり、個人商店が撤退し、空き店舗や空き地が目立っており、その活性化が求められている。

今後、人口減少・人口構造の変化によって、地域の事業環境も急速に変化することが予想される中、地域産業が持続的に発展していくためには、その担い手である中小企業・小規模事業者の経営の向上が不可欠となっている。

また、地域経済や雇用を支える地域産業の活力を高めるためには、成長性の高い分野での起業・創業や、事業承継による新陳代謝を高めていく必要がある。

表3-②(1) 商業の状況

(単位：店舗、人、百万円)

区分		平成9年	平成14年	平成19年	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年
卸売業	商店数	125	136	139	148	94	94	87
	従業員数	1,065	1,051	984	1,046	654	684	594
	年間販売額	103,091	×	44,190	×	32,339	36,727	37,2256
小売業	商店数	891	857	801	749	522	518	584
	従業員数	4,232	4,530	4,581	4,149	2,966	3,160	3,635
	年間販売額	70,885	×	71,871	×	53,493	58,867	71,871
総計	商店数	1,016	993	940	897	616	612	671
	従業員数	5,297	5,581	5,565	5,195	3,620	3,844	4,229
	年間販売額	173,976	118,064	116,061	×	85,833	95,593	109,096

※表中の「×」は、公表されていない。

平成9年、14年、19年は6月1日現在、26年は7月1日現在（資料：商業統計調査）

平成21年、26年は7月1日現在（資料：経済センサス基礎調査一）

平成24年は2月1日現在、平成28年は6月1日現在（資料：経済センサス活動調査一）

【工 業】

我が国の経済は長引く景気の低迷から脱し、企業においては設備投資意欲の高まりや生産拠点の国内回帰が見られるものの、本市では、その影響を広く享受できる状況には至っていない。本市では、青森テクノポリスハイテク工業団地漆川を整備し、工業団地への企業誘致を進めた結果、電気機械部門の工業集積が進んだが、現状では新たな企業立地は少なく、企業留置に努めている状況にある。工業の事業所数や従業者数も平成14年と平成30年を比較すると約半数に減少している。

このように極めて厳しい地域経済情勢の中ではあるが、産業の高度化、多角化、企業ニーズを反映した条件整備に努めていく必要がある。

表3-②(2) 工業の状況

(単位：事業所、人、万円)

区分	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年
事業所数	122	107	88	93	66	67
法人	87	77	66	73	57	61
個人	35	30	22	20	9	6
従業者4~9人	63	56	44	46	29	30
従業者10~29人	43	25	33	36	29	31
従業者30人以上	16	26	11	11	8	6
従業者数	2,960	2,507	2,375	2,282	1,607	1,510
男	1,488	1,446	1,518	1,455	1,144	1,098
女	1,472	1,061	857	827	463	412
製造品出荷額等	11,197,306	8,493,701	6,374,650	3,108,379	2,344,563	1,620,706
製造品出荷額	10,925,424	8,254,053	6,172,632	2,837,563	2,098,078	1,368,617
加工賃収入額	270,860	237,086	200,012	191,452	181,829	190,139
その他収入額	1,022	—	2,006	79,364	64,656	61,932

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成29年	平成30年
事業所数	64	62	63	60	63
法人	59	58	—	—	—
個人	5	4	—	—	—
従業者4~9人	31	29	31	27	28
従業者10~29人	27	26	27	24	26
従業者30人以上	6	7	5	9	9
従業者数	1,419	1,431	1,283	1,420	1,476
男	995	1,007	897	1,003	1,033
女	424	424	386	417	443
製造品出荷額等	1,956,360	2,249,038	2,129,628	2,266,287	2,488,325
製造品出荷額	1,734,119	2,005,094	1,906,523	1,918,853	2,138,383
加工賃収入額	161,604	186,595	151,158	252,113	231,483
その他収入額	60,637	57,349	71,947	95,321	118,459

(資料：工業統計調査)

※表中はすべて従業者規模4人以上の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等である。

③情報通信産業の振興

情報通信技術の普及発展と同時に、本市においても人口減少・高齢社会が到来し、高齢者を含めたすべての市民が、情報通信技術を効果的に活用した福祉・医療サービス、移動・買い物支援等の生活全般における利便性の向上を享受できる持続可能なスマート社会の構築が求められている。

また、近年大きく成長している情報通信産業は、雇用創出力をはじめ、他産業との連携による地域産業の高度化や活性化等の様々な波及効果が期待される産業である。本市は、豊かな自然環境と快適な住環境に恵まれており、IT企業のような場所に左右されない企業のサテライトオフィス等の立地推進やテレワークの普及による個人のU I Jターン推進に優位性を持っている。

④観光の振興

本市には、立佞武多、斜陽館、十三湖など数多くの魅力ある豊かな自然や歴史・文化にあふれた観光資源があり、これらの観光資源を組み合わせた観光産業、多様な交流活動を発展させ、過疎地域の活性化を図ってきた。

主要観光施設である立佞武多の館、太宰治記念館「斜陽館」、道の駅十三湖高原の平成22年と令和元年の入館者数の実績を比較すると、大きく減少している。これは、東日本大震災が本県を含む東北地方全体の観光業に大きな影響を与えたことによるものであり、震災後観光客入込数が激減した後、東北地方が一体となって観光振興に取り組んでいるものの、全国各地での観光地の地域間競争の激化もあり、なお厳しい状況にあるため、こうした観光コンテンツの更なる活用と新たな魅力の創出・発信による着地型観光を推進する必要がある。

一方で、インバウンドは東日本大震災後から毎年増加を続けているものの、青森県を訪れるインバウンドは全国34位（2017年）に位置しており、国がインバウンド誘客に向けた取組を強化する中で、本市においても外国人に選ばれるとともに、満足してもらう観光地づくりのため、外国人が更に観光を楽しむための環境整備を促進する必要がある。

また、観光客が相対的に減少する冬の観光資源の磨き上げとともに、地域周遊型の観光商品を開発する必要があるほか、令和2年度末には北海道新幹線奥津軽いまべつ駅が開業5周年を迎えたことから、観光における広域連携の推進が求められている。

表3-④(1) 観光客入込数の推移

(単位：人)

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
観光客入込数	713,332	589,202	657,650	607,147	607,254

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
観光客入込数	580,472	604,578	576,011	588,224	569,394

※県内外・宿泊日帰りの区別なし

(資料：青森県観光入込客数統計)

表3-④(2) 主要観光施設への入館者数

(単位：人、%)

区分	4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
入館者数	82,112	28.7	126,292	44.1	51,367	17.9	26,614	9.3

平成25年実績値

(資料：市観光物産課・社会教育課)

区分	4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
入館者数	76,654	29.6	111,713	43.1	45,783	17.7	24,810	9.6

平成30年実績値

(資料：市観光物産課・社会教育課)

区分	4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
入館者数	81,947	33.1	103,732	41.8	42,180	17.0	20,009	8.1

令和元年実績値

(資料：市観光物産課・社会教育課)

※入館者数は、立佞武多の館、太宰治記念館「斜陽館」、道の駅十三湖高原への入館者数合計である。

(2) その対策

①農林水産業の振興

【農業】

今後も高齢化や後継者不足による離農農家の増加が見込まれるもの、農業知識と経験が豊富な農家が多く、農地、農業用水などの基礎的資源が維持管理された農村が数多く存在することが、本市の地域特性の強みとなっている。この地域特性を生かし、担い手の確保、認定農業者及び新規就農者の育成・確保を図り、就農機会を創出する。また、認定農業者や農業法人等、意欲ある農業者への農地の集積・集約化を一層促進し、農業用機械・施設の導入等、生産経営体制の強化に対する支援の充実を図るほか、ほ場やため池などの生産基盤の整備を行う。

農家の所得向上や経営の安定化を図るために、農家が新たに複合経営化や六次産業化に取り組む際に必要な設備の導入支援を行う。また、農作業の効率化や省力化、効率的な経営や規模の拡大を図るために、付加価値の高い優良品種の導入や農業機械・施設の共同利用化を促すとともに、ＩＣＴを活用したスマート農業の導入を促進するため、ＧＮＳＳ基地局の整備を行うとともに、農家がスマート農業を活用する際に必要な設備の導入支援を行う。

「赤～いりんご」などの本市の特産品の生産、6次産業化及び高付加価値化を推進するための体制構築や施設整備、関係団体等の連携を強化し、地域産業の競争力を強化することで地域農産物の普及と地域農業の振興を図る。

稻わら焼き問題を解決し、未利用資源であった稻わらに商品価値を付するため、稻わらの収集に必要な設備の導入支援や保管施設の整備を行うなど、農家が効率的・安定的に収集できる仕組みの構築と作業機械や施設等の導入支援を一体的に取り組み、地域経済の発展と地域の生活環境の維持・向上に繋げる。

【林業】

林業については、伐採した間伐材などを有効な地域資源として活用し、効率的かつ安定的な林業経営のため、市管理林道を定期的に巡回しその機能保全に努める。

【畜産業】

高品質な牛肉の生産、加工品の商品開発及び販路拡大に向けて、生産組合や関係機関と連携し、飼育管理技術の向上を図るとともに飼育施設の整備を行う。また、生産体制の強化と畜産農家間での技術共有のため、県と連携を図り、遺伝子解析技術等による改良技術の構築と防疫対策の推進を図る。

【水産業】

十三湖のヤマトシジミについては、さらなるブランド化を推進するとともに、シジミが適正な環境で生育できるよう浚渫や環境整備に努める。

また、アワビ等の生育環境を整えるための漁場の整備や安全で効率的な漁業活動に向けた漁港の整備を行い、漁業経営の安定と近代化を図る施策を展開する。

②商工業の振興

【商業】

地域の商店街は、長年地域生活に密着したサービスを提供しており、買い物による交流を促進し、

賑わいを創出してきた。郊外型大規模店、流通形態の変化などを誘因とした個店の撤退による空き店舗、空き地が増加していることは、商店街の魅力を低下させるものである。その対策として、中心商店街等にある空き店舗を活用し営業開始する事業者に対する補助制度や、商店街を中心とした地域性のある集客イベントなどへの支援、立佞武多の館を中心とした商業空間の一体的な整備、活力と魅力ある商店街づくりを促進する。

地域金融機関、商工会議所・商工会等の関係機関との連携を強化して、創業支援ネットワーク体制を整備し、起業の相談窓口、創業セミナー、専門家による支援を実施し、起業を考える人が目を付けた地域資源の活用の仕方やビジネスモデルの構築、資金調達の方法などについて、段階ごとに適切な支援を行い地域の起業・創業を促進するとともに、個店の経営指導体制の強化を図っていく。

商工会議所等と連携して、将来の地域を担う人材を育成するため、高校生等の若者が地域課題を主体的に解決するための取組を支援するとともに、地元への就職を促進するため、高校生を対象とした地元企業の就職説明会等を開催するほか、民間企業等と連携しながら将来の担い手を育成するための施設等の整備を支援する。

【工 業】

企業誘致を取り巻く状況は厳しいものの、本市において外部からの企業導入は、新規学卒者や離農者の雇用の場確保と直結していることから、引き続き青森県や関係機関と連携・協力を図りながら誘致活動を展開し、青森テクノポリスハイテク工業団地漆川への企業誘致を進めるとともに、既立地企業に対しては、工業用水の安定供給など留置対策に努めていく。

③情報通信産業の振興

近年サテライトオフィスの需要が高まっていることから、企業誘致の条件として、情報通信環境の整備が重要となっている。また、テレワークの普及により、都市部の企業に勤めたまま地方へ移住する人が増加している。こうした企業や個人を呼び込むため、誘致活動やPRを行うとともに、民間企業等が行うWi-Fi環境等のサテライトオフィスやテレワークに必要な情報通信環境の整備を支援する。

④観光の振興

本市の豊かで美しい自然、立佞武多をはじめとする祭り、郷土芸能、食などを観光客が体験し、本市民ならではの魅力を味わうまち歩きコースの造成など着地型観光を推進し、観光コンテンツを充実させる。

桜の名所として名高い芦野公園内の散策を楽しめるよう老朽化した公園内の設備の改修を進めるほか、体験型観光交流施設である立佞武多の館や道の駅の機能を持つ総合交流促進センターなどの施設及び付帯施設、金木観光物産館や市浦地域のコテージをはじめとする宿泊施設等の観光関連施設及び付帯施設の整備に努める。

また、立佞武多をはじめとする地域の賑わい創出に資するまつり、イベントを補助することによって地域活性化、観光客とのふれあいを図り、訪れる観光客がリピーターとなるよう、おもてなし力の向上、受け入れ体制の整備を図り、まち歩き情報を積極的に発信していく。

さらに、本市だけでなく「津軽半島」「奥津軽」を一つのゾーンとして捉え、回遊性のある通年型観光を推進し、津軽地域特有の気候や風土を活かしたストーブ列車などの観光資源のPR強化に努め、広域観光の施策における市町村間の連携に積極的に取り組む。

⑤他市町村との連携

圏域での創業相談ルームの運営による創業希望者への支援、弘前圏域と当圏域の14市町村によるDMO（観光地域づくり法人）を中心とした広域観光情報の発信、圏域の特産品イメージ・ブランド力の向上に資する取組など、周辺自治体との連携を図りながら産業の振興に努める。

⑥施設水準の目標

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、市公共施設等総合管理計画及び当該計画の実施計画である施設類型ごとの五所川原市個別施設整備計画（以下「市個別施設整備計画」という。）との整合を図り、長寿命化や集約化、複合化・多目的化を行うものとする。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(8) 観光又はレクリエーション (9) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業 商工業・6次産業化 情報通信産業 観光 企業誘致 その他 基金積立 (10) その他	金木観光物産館リニューアル事業 観光・レクリエーション施設改修事業 芦野公園、立佞武多の館、津軽三味線会館等 公共施設等配置適正化事業 【事業の概要】 ・旧商工会館（市浦） 現在、相内青年団の活動拠点施設等として利用されているが、建物の耐用年数を超過しており、老朽化が著しい状態である。改修等による再活用は見込めないため、機能は類似施設に移転し、除却する。 ・アワビ中間育成施設 旧脇元漁協で使用していた施設であり、平成23年度から使用していない。日本海に面している施設のため、建物の老朽化及び各種機械設備の腐食が著しい状態であり、今後の利用予定もないため除却する。 【事業の必要性】 上記の建物は、いずれも老朽化が著しく転用など再活用が見込めず、放置することにより、地域住民に危険を及ぼし周辺の景観を損なうおそれがあるため、計画的に除却していく必要がある。 【事業の効果】 地域住民に危険を及ぼすおそれのある建物を除却することで、地域住民の安全・安心な生活環境が維持され、良好な景観の保護にもつながる。	市 市 市	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び振興すべき業種は表3-4のとおりである。

表3-4 産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
五所川原地域、金木地域、市浦地域	農林水産物等販売業、製造業、旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日～令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

ア 現状及び課題

上記(1)のとおり

イ 課題を解決するために実施する事業内容

上記（2）及び（3）のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

市公共施設等総合管理計画の実施計画である市個別施設整備計画では、整備方針について、産業系公共施設は「存続する施設については、長寿命化を図るため、小破修繕を行い維持していきます。大規模な改修等が必要となる場合は用途を廃止し、建物の解体又は売却を検討します。使用可能であるものの、使用者数が減少した施設を廃止とする場合は民間委譲を行い、転用不可能な施設は除却します。」と、観光・レクリエーション施設は「存続する施設を維持するために、小破修繕を行い長寿命化を図ります。大規模な改修等が必要となる場合は用途廃止し、民間委譲又は除却を検討します。使用可能で利用者数が低減した施設を廃止とする場合は転用又は民間委譲を行い、これらが不可能な場合は除却します。」としている。

本計画では、(2)⑥施設水準の目標にもあるとおり、市公共施設等総合管理計画及び市個別施設整備計画と整合を図り、長寿命化や集約化、複合化・多目的化を行うとしていることから、本計画は市公共施設等総合管理計画に適合している。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

国が提唱するSociety 5.0ではIoTやAI（人工知能）、ロボットや自動走行車などの新技術により、少子高齢化や地方の過疎化、貧富の格差といった社会的課題の解決と経済発展を両立する新たな社会の実現を目指すことが示されている。

本市では、デジタル化の進展に向け、市内の公共施設にパソコンを設置するほか、スマートフォンやタブレットの爆発的な普及を踏まえ、本庁舎において公衆無線LANサービスを提供するなど市民等によるインターネットの活用への利便性向上に努めてきたが、少子高齢化や過疎化の影響により、依然として情報格差が生じているところである。

また、市の公式ホームページにおいて医療・保健、教育、防災、福祉、子育てなどの分野で行政情報を伝達しているが、市民の閲覧は約25%に留まり（令和元年度市民意識調査）、わかりやすく知りたい情報が即座に取得できる内容面の充実が必要とされる。

さらに、今後的人口減少や少子高齢化社会にあっても、人々の暮らしを支えるサービスを持続可能な形で提供していくことが必要であり、これまで各自治体が単独で公共施設等を揃えるといった「フルセット行政」から脱却し、市町村間や圏域単位で連携することにより都市機能等を維持確保していくことで、基礎自治体としての役割を持続可能な形で果たしていくようにすることを検討する必要がある。

(2) その対策

医療・保健、教育、防災、福祉、子育てといった市民生活に密接に関わる分野におけるデジタル化の推進やIoT、AI（人工知能）、ロボット及び自動走行車などの新技術を積極的に導入することで市民の生活の質を向上するとともに、ICTに関する知識や情報が不十分な世代に対して、情報リテラシーの向上に努め、過疎地域の持続的な発展をめざす。

また、市外の観光客や移住者に対しても、本市に興味を持ってもらえるような視覚に訴える魅力あるホームページに改良し、情報発信力を強化するとともに、特産品の販売についても生産者と消費者双方のコミュニケーションを活性化させ、ICTを最大限活用した取組を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 通信用鉄塔施設 テレビ放送中継施設 有線テレビジョン 放送施設 告知放送施設 防災行政用無線施設			

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	テレビジョン放送 等難視聴解消のための施設 ブロードバンド施設 その他の情報化のための施設 その他 (2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化 デジタル技術活用 その他 基金積立 (3) その他			

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①交通施設の整備

【市道】

本市の道路網は、国道339号、国道101号、主要地方道青森五所川原線、主要地方道屏風山内真部線及び主要地方道鰺ヶ沢蟹田線を都市の骨格とし、他に主要地方道5路線、県道13路線の幹線に連結するように市道が網羅している。また、平成19年12月には、東北縦貫自動車道弘前線の浪岡ICと本市を結ぶ高規格幹線道路津軽自動車道の浪岡五所川原道路、五所川原東インターから五所川原北インター間7.6キロメートルが供用開始され、さらに五所川原西バイパスが平成26年11月に五所川原北インターからつがる柏インターまでの3.8キロメートルで供用開始されている。今後は沿道環境の改善・交通安全の確保を図るために、残るつがる市～鰺ヶ沢町間（柏浮田道路）の早期完成が強く望まれている。

また、国道339号は、本市の都市軸でかつ津軽北部の生活及び産業上の最重要路線であることから、狭隘箇所の改善や歩行者の安全通行確保を図るために、バイパス、歩道の整備や防雪柵の設置が求められている。

市道は、市民が安全で快適な日常生活を営む上で重要な役割を担っている。通勤・通学への利用をはじめとする交通機能のほか、街路灯などの都市環境面や、効果的な除排雪を実施する上でもその役割は極めて重要である。

本市の市道については、実延長642.18kmに対して、道路改良率88.02%、道路舗装率69.69%となっており、これまでの市道整備によって、交通機能や安全面は着実に改善してきている。

また、本市の管理橋梁は190橋あり、道路、橋梁とも市民の安心・安全に直結する生活基盤であり、長期的な視点から橋梁を効率的・効果的に整備、管理していくなければならない。また、冬期間の交通確保、除排雪体制といった雪対策について市民の満足度が低くその対応が課題となっている。

表3-①(1) 市道の整備状況

(単位：km、%)

区分	路線数	実延長	舗装延長		改良延長	改良率
			舗装率	改良率		
市道総計	1,762	642.18	447.53	69.69	565.25	88.02
1級	56	105.63	100.66	95.29	103.04	97.54
2級	67	98.65	69.59	70.54	81.86	82.98
その他	1,639	437.90	277.28	63.32	380.35	86.85

令和3年4月1日現在

(資料：市土木課)

表3-①(2) 橋梁の現況

(単位：m、%)

区分	橋梁数	実延長	耐用年数経過		耐用年数経過前	
			(実延長)	(実延長)	(実延長)	(実延長)
橋梁総計	190	2,888.44	64	679.25	126	2,209.19
15m未満	135	807.32	51	363.95	84	443.37
15m以上	55	2,081.12	13	315.30	42	1,765.82

令和3年4月1日現在

(資料：市土木課)

【農道、林道及び漁港関連道】

農業を基幹産業とする本市にとって、農業用資材の搬入や生産物の搬出作業の効率化を図るため、農道整備の推進が求められている。

林道及び漁港関連道についても路網整備等が十分でない状況であり、計画的な林道、漁港関連道の整備が必要となっている。

②交通手段の確保

本市の公共交通機関のうち鉄道については、弘前と東能代を結ぶJR五能線と、本市と中泊町を結ぶ津軽鉄道がある。路線バスについては、五所川原管内の路線バスのターミナルがJR五所川原駅前に位置しており、鉄道・路線バスともに通勤・通学・通院など生活交通手段として利用されているほか、本市を訪れる観光客の移動手段としても利用されている。しかし、モータリゼーションの進展と少子化の影響から、これら公共交通の利用者は年々減少している。

そのため、特に人口減少率の高い中山間地域や農村地域においては、路線バスなどの公共交通機関の利用者の減少により路線の廃止や運行本数の削減が行われてきており、いわゆる交通弱者といわれる市民の日々の生活に大きな影響を及ぼしつつある。

のことから、今後とも関係機関、交通事業者と連携、協力しながら、公共交通の利用促進を図るとともに、こうした交通弱者の生活を守るために、持続可能な公共交通網の整備と維持・確保していく必要がある。

(2) その対策

①交通施設の整備

【市道】

市民生活に最も密着した道路である市道については、円滑な交通確保のために、1・2級路線を中心に老朽化した道路や未舗装の道路を計画的に整備していくとともに、老朽化の著しい橋梁については、令和元年度に策定した「五所川原市橋梁長寿命化修繕計画」に基づいた効率的で安全な橋梁の整備保全に努めていく。

通学路となっている路線を優先的に、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設を整備するとともに、歩道、側溝、街灯など道路環境の整備に努めていく。

冬期間の円滑な交通確保のため、除雪機械の計画的な更新等による除雪体制の強化を図る。

【農道、林道及び漁港関連道】

農道については、今後も整備を進め、農作業の効率化を図るとともに、冬期間の安全な通行を確保するために必要となる防雪柵の設置等、適切な維持管理に努めていく。

林道及び漁港関連道についても、適正な森林管理や漁港管理、林業生産や漁業生産の強化を図るために、林道及び漁港関連道の整備を推進する。

②交通手段の確保

移動手段を持たない高齢者などの交通弱者に不可欠な鉄道や路線バスの公共交通機関について、鉄

道においては、安全性確保のために必要な整備に対する補助を行い、路線バスにおいては必要なバス路線の維持・確保に向けた補助を継続実施し、路線の見直しを行うなど運行サービスの向上を図る。また、人口減少や高齢化の進展が著しい地域においては、多様な利用形態をもつコミュニティバスの運行や地域に最低限必要とされる交通需要に見合ったデマンド運行の導入、スクールバス・福祉バスの活用など住民の利便性の確保のための最適な運行方法について検討する。

③施設水準の目標

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、市公共施設等総合管理計画及び当該計画の実施計画である施設類型ごとの市個別施設整備計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道 路 橋りょう その他 (2) 農 道 (3) 林 道 (4) 漁港関連道 (5) 鉄道施設等 鉄道施設 鉄道車両 軌道施設 軌道車両 その他 (6) 自動車等 自動車 雪上車 (7) 渡船施設 渡船 係留施設 (8) 道路整備機械等 (9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	道路整備事業 川山、みどり町、相内、小曲、漆川、姥范 14 号線外地区等 舗装補修事業 菅原 4 線道路整備事業 旧漆川団地道路整備事業 排水路整備事業 橋梁長寿命化修繕事業 橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の補修及び架け替え 前田野目馬神線林道整備事業 地域公共交通確保維持改善事業 津軽鉄道の設備整備に対する補助	市 市 市 市 市 市 県 代行事業 市、津軽鉄道株式会社	
		雪寒機械購入事業	市	
		地域公共交通活性化事業 【事業の概要】 ・ 小泊線利用者補助事業 金木地域及び市浦地域の弘南バス小泊線利用者（要登録）に対し、運賃補助を行う。	市、市地域公共交通活性化協議会	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	交通施設維持 その他 基金積立 (10) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・予約型乗合タクシー運行費補助事業 五所川原地域の飯詰、金山、長橋、梅沢及び七和地区並びに市浦地域の十三及び桂川地区を対象に、利用者自宅から路線バスの乗継拠点までの区間において予約型乗合タクシーを運行し、その運賃の補助を行う。 <p>【事業の必要性】 将来にわたって持続性と利便性を兼ね備えた各地域の公共交通網を確保し、過疎地域においても誰もが住みやすいまちづくりを推進する必要があるため。</p> <p>【事業の効果】 公共交通空白エリアの解消が図られ、高齢者や学生等の交通弱者の負担軽減につながる。</p>		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

市公共施設等総合管理計画では、適正管理に関する基本的な考え方として「長期的に継続して利用する施設については、施設の維持管理を事後的・対症療法的なものから計画的・予防的なものに転換し、適宜、点検・診断等を行い、施設の劣化が進行する前に施設の性能を維持するとともに、長寿命化を図りライフサイクルコストを縮減します。」としている。また、市公共施設等総合管理計画の実施計画である市個別施設整備計画では、整備方針について、その他行政施設は「必要に応じて適正な修繕等を実施することにより、施設の機能維持と長寿命化に努めます。」としている。

本計画では、(2)③施設水準の目標にもあるとおり、市公共施設等総合管理計画及び市個別施設整備計画と整合を図り、長寿命化や集約化を行うとしていることから、本計画は市公共施設等総合管理計画に適合している。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①水道施設

本市の上水道事業は、五所川原・金木地域を対象地域として給水事業を実施している。一方、市浦地域については、津軽広域水道企業団西北事業部が給水事業を実施しており、市域で2つの事業主体が上水道事業を行っている。

これまで施設整備を進めながら加入促進にも努めてきたことによって、令和2年度末の水道普及率は94.7%となっており、市浦地域の給水人口と合わせても94.7%という高い普及率となっている。

今後も給水人口や給水量が減少し続ける中で必要な量の安全な水の安定供給とともに、上水道事業経営の安定化のために老朽化した施設や老朽水管、配水管の改修や更新、地震対策の強化を推進していく必要がある。

表6-①上水道の普及状況

(単位：人、%)

区分	事業主体	給水人口	行政区域内人口	普及率
上水道事業（末端給水）		50,046	52,823	94.7
五所川原・金木地域	市	48,190	50,871	94.7
市浦地域	企業団	1,856	1,952	95.1

令和3年3月31日現在（人口には、外国人登録人口を含む）

(資料：市上下水道部)

②下水処理施設

本市の下水道施設は、五所川原地域の市街地区域においては汚水・雨水事業による公共下水道事業によって、その他の区域においては、各集落の実情を踏まえながら、農（漁）業集落排水事業等により整備を進めてきたところである。また、公共下水道事業、集落排水事業の対象区域外については、合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助しており、平成20年度末の合併処理浄化槽の汚水処理人口3,585人に対し、令和2年度末では10,185人と大きく増加しており、河川等の水質負荷軽減を図ってきたところである。

これらの下水処理施設は、各集落における快適な生活環境の確保や水害等の未然防止、水資源の循環機能等に大きな役割を担っているところであるが、全市域を短期間で整備することは困難であることから、地理的な条件や下水処理に係るコストなど総合的に検討した上で、地域にあった下水道施設を計画的かつ段階的に整備していく必要があるとともに、既整備施設の損傷・劣化等を把握し、適正な維持管理を行っていく必要がある。

表6-② 汚水処理人口普及率の状況

(単位：人、%)

区分	汚水処理人口	住民基本台帳人口	汚水処理人口普及率	処理区域
公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業を含む）	19,476		36.9	五所川原旧市街地、相内地区ほか
農（漁）業集落排水事業	2,394		4.5	梅田、藻川、蒔田、十三地区
合併処理浄化槽	10,185		19.3	上記以外の区域
合 計	32,055	52,823	60.7	

令和3年3月31日現在（汚水処理人口普及率はそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない）

(資料：市下水道課)

③廃棄物処理施設

【ごみ・し尿処理施設】

本市のごみ処理については、可燃ごみの処理を本市、つがる市、鶴田町及び中泊町の2市2町で構成される西北五環境整備事務組合で共同処理しているほか、不燃ごみについては、本市の一般廃棄物最終処分場へ埋立て処分している。また、し尿処理については、公共下水道整備区域では浄化センター、農（漁）業集落排水処理区域では各地域の排水処理施設において発生する汚泥や、一般家庭等から発生するし尿、汚泥を可燃ごみと同様に西北五環境整備事務組合で共同処理している。

本市ではこれまでリサイクルの推進に取り組んできたが、処理人口が減少しているにも関わらず、ごみの排出量は横ばい傾向にある。そのため、今後はより一層分別収集の徹底と、リサイクルの推進によるごみの減量化を図っていく必要がある。

し尿処理についても、処理人口が減少傾向にあるが、し尿処理量そのものは横ばいで推移していることから、今後は非水洗化住宅への下水道接続や浄化槽設置を普及促進していく必要がある。

また、西北五環境整備事務組合のごみ処理施設やし尿処理施設、あるいは令和2年に新設され、供用を開始した本市の一般廃棄物最終処分場などの施設については、ごみの減量化とあわせて、適正な維持管理による施設の長寿命化を図っていく必要があり、し尿処理施設については平成23年度から新設した施設で供用を開始している。

表6-③(1)じん芥処理の状況

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
処理人口(人)	56,719	55,874	54,867	54,041	53,346
じん芥 処理量 (t)	可燃系ごみ	15,537	15,652	15,352	15,829
	不燃系ごみ	1,127	1,156	1,174	1,238
	リサイクル	3,323	3,319	3,229	3,188
	総排出量	19,987	20,127	19,755	20,255
一日平均処理量(t)	54.8	55.1	54.1	55.3	53.8
一人一日平均処理量(g)	1,001	1,029	1,033	1,024	1,008

処理人口は各年度末現在

(資料：市環境対策課)

表6-③(2)し尿処理の状況

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
処理人口(人)	36,325	35,657	35,018	34,445	33,870
し尿処理量(kl)	24,608	25,221	25,198	24,424	24,556
一日平均処理量(kl)	67.4	69.1	69.0	66.9	67.3
一人一日平均処理量(l)	1.86	1.94	1.97	1.94	1.99

処理人口は各年10月1日現在

(資料：西北五環境整備事務組合)

④火葬場

本市の火葬場は、「五所川原市葬祭苑」、「五所川原市金木斎場」及び「五所川原市市浦露草斎場」の3施設があるが、いずれの火葬場も老朽化がみられ、施設維持のための改修が必要な状態となっている。

⑤消防救急施設

消防・救急活動は、市民の生命、財産を守る重大な責務を有していることから、本市はこれまで消防力等の増強に努めてきたところである。

本市の消防・救急体制については、平成17年3月の市町村合併に伴い、新たに本市、鶴田町、中泊町で構成される五所川原地区消防事務組合が組織再編され、広域的な常備消防体制によって地域住民の安全を確保している。また、市内各地域の集落単位で消防団（分団）が組織されており、火災や災害など非常事態へ対応する消防防災体制を確保しているところである。

しかし、近年の人口流出や過疎化の影響で、消防団の高齢化や団員の確保が困難となっている地域もあることから、今後は団員不足への対応を検討するとともに、老朽化が進んでいる消防団施設等を計画的に更新していく必要がある。

また、安全な地域生活を確保するためには、消防だけではなく、地域住民一人一人が防災意識をもって連携協力していくことが必要とされており、共助の仕組みに基づいた自主防災組織の育成について支援している。平成22年には8団体のみであった自主防災組織も令和3年4月1日現在では44団体に増えており、地域の連帯感や地域コミュニティの向上が図られ、災害時において自発的に協力しあう体制を構築している。

表6-⑤ 五所川原市の消防力（非常備）の状況

（単位：人、台、基）

消防団			自主防災組織		消防ポンプ自動車等現有数				消防水利	
消防団数	分団数	団員数	組織数	隊員数	普通消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ自動車	手引動力ポンプ	広報車	消火栓	防火水槽
1	22	755	44	9,769	9	68	4	0	951	205

令和3年4月1日現在

（資料：防災消防の現況）

⑥公営住宅

本市の市営住宅については、昭和40年代から昭和50年代に建設されたものが大半を占めており、老朽化が進行して居住スペースも狭小となっている。また、その他の市営住宅も標準的な修繕周期を超えており雨漏りの発生等、住環境が良好とは言えない状況である。

このことから、建物の活用計画及び早期の修繕・改善の計画を定め、長寿命化に向けた維持管理を実施する必要がある。

表6-⑥ 五所川原市の市営住宅の概況

区分	住宅団地数	うち昭和40年～50年代建設団地	住宅戸数
		うち昭和40年～50年代建設団地	
市営住宅	16団地	12団地	1,480戸
五所川原地域	5団地	2団地	1,051戸
金木地域	10団地	9団地	401戸
市浦地域	1団地	1団地	28戸

令和3年3月31日現在

(資料：市建築住宅課)

⑦墓園

本市の墓園は、「五所川原市長者森平和公園」及び「五所川原市芦野靈園」の2か所を設置しているが、現在、空き区画がない状態である。今後は、核家族化や少子化の進展により、跡継ぎが不在となる墓地の増加が懸念されることから、管理不全となる墓地の発生を未然に防ぐ取組を進めていく必要がある。

(2) その対策

①水道施設

【上水道】

安全でおいしい水を供給するために、水源の保全に向けた水源監視や、取水から給水まで水質管理を行うとともに、水道施設の適正な管理に努め、老朽化した石綿セメント管や配水管については、地震対策の強化を含め、「五所川原市水道ビジョン」に基づき計画的に更新整備していく。

②下水処理施設

【下水道施設】

公共下水道事業については、生活環境の改善と公共用水域の保全を目的として管路施設を整備するとともに、市街地の雨水を排除するため、雨水幹線の維持管理に努めていく。

また、老朽化した管路施設と浄化センターなどの処理施設について「ストックマネジメント計画」を策定し、計画的に改築更新していく必要がある。

農（漁）業集落排水事業については、水洗化率が低い集落もあることから、引き続き集落内各戸の水洗化を促進し、農（漁）村内の生活環境の整備を図るとともに、処理施設の適正な管理に努めていく。

公共下水道、農（漁）業集落排水事業等の集合処理区域外についても積極的に合併処理浄化槽の設

置を推進していく。

③廃棄物処理施設

【ごみ・し尿処理施設】

これまでに引き続き、学校教育や社会教育などあらゆる機会を通じて、ごみの分別収集や資源ごみ回収の必要性を市民に啓発し、ごみの減量化に取り組むとともに、自治会や収集事業者などと協力して、ごみ収集方法の改善や収集場所の清掃など生活環境美化を推進していく。また、本市では、平成27年にプラスチック類処理施設を整備し、同年8月から家庭ごみのプラスチック類分別収集を行っており、正しく分別することでごみではなく資源としてリサイクルを進めている。ごみの減量化を進めていく一方、残余容量の問題から新設された一般廃棄物最終処分場についても適正な管理に努め長寿命化を図る。

西北五環境整備事務組合のごみ処理施設及びし尿処理施設については、構成市町との連携によって、適正な施設管理による長寿命化を図る。

④火葬場

市個別施設整備計画に基づいた計画的な維持管理に努めながら、施設・設備の修繕等を実施して、利用者の利便性の確保と斎場の環境整備を図っていく。

⑤消防救急施設

消防・救急施設については、これまでに引き続き地域住民の安全を確保するため、五所川原地区消防事務組合の消防施設や消防車両などの整備を計画的に進めていく。また、救急についても、地域住民の生命に直接影響することから、救急救命士の育成と救急車両の整備に努めていく。

地域消防防災力の要となる消防団施設については、老朽化する消防ポンプ積載車や格納庫等の整備を計画的に進めるとともに、消防団の活動が迅速に展開されるように、防火水槽や消火栓などの消防水利の設置を推進していく。

安全な地域生活を住民自らが守るという自主防災の気運を高めるために防災資機材等整備への補助など組織の立ち上げの支援に引き続き努める。

⑥公営住宅

今後も、令和2年度に改定された「市営住宅長寿命化計画」に基づいて、入居者の安全性の確保と長期的な維持管理を可能にする市営住宅の計画的な改修・整備に努めていく。

⑦墓園

将来の墓地管理不全を防ぐため、墓地の無縁化防止対策や無縁化した墓地の整理においても効果的な役割が期待されている合葬墓の整備を推進していく。

⑧施設水準の目標

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、市公共施設等総合管理計画及び当該計画の実施計画である施設類型ごとの市個別施設整備計画との整合を図り、長寿命化や集約化、新設を行うものとする。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道 簡易水道 その他 (2) 下水処理施設 公共下水道 農村集落排水施設 地域し尿処理施設 その他 (3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設 し尿処理施設 その他 (4) 火葬場 (5) 消防施設 (6) 公営住宅 (7) 過疎地域持続的発展特別事業 生 活 環 境 危険施設撤去 防災・防犯 その他	<p>汚水管渠整備事業 汚水管渠築造、公共樹設置</p> <p>汚水管渠更新事業</p> <p>公共下水道施設更新事業</p> <p>農業集落排水施設整備事業</p> <p>漁業集落排水施設整備事業</p> <p>浄化槽設置整備事業 合併処理浄化槽設置に対する市単独補助</p> <p>ごみ処理施設等整備事業 西部 CC 消石灰定量供給機更新等</p> <p>斎場整備事業</p> <p>消防施設整備事業 市浦消防署、東分署等</p> <p>消防車両等整備事業</p> <p>公営住宅建替事業 新宮団地、芦野団地等</p> <p>公営住宅改善事業 富士見団地、千鳥団地等</p> <p>公共施設等配置適正化事業</p> <p>【事業の概要】 金木一般廃棄物最終処分場は、ごみの搬入が終了したことから、機能を新処分場へ移行し当該処分場は、廃止・除却する。</p> <p>【事業の必要性】 当該処分場を廃止したまま放置すると、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼし周辺の景観を損なうおそれがあるため、除却する必要がある。</p> <p>【事業の効果】 地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすお</p>	<p>市</p> <p>市</p> <p>市</p> <p>市</p> <p>市</p> <p>西北五環境整備事務組合</p> <p>市</p> <p>市、五所川原地区消防事務組合</p> <p>市、五所川原地区消防事務組合</p> <p>市</p> <p>市</p> <p>市</p>	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	基金積立 (8) その他	それのある建物を除却することで、住民の安全・安心な生活環境が維持され、良好な景観の保護にもつながる。 長者森平和公園合葬墓整備事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

市公共施設等総合管理計画では、適正管理に関する基本的な考え方として「施設の新設にあたっては、既存施設との複合化・目的化を検討し、どうしても必要な場合のみ適正規模を考慮しながら新設することとし、可能な限り新設の抑制を図っていきます。」及び「長期的に継続して利用する施設については、施設の維持管理を事後的・対症療法的なものから計画的・予防的なものに転換し、適宜、点検・診断等を行い、施設の劣化が進行する前に施設の性能を維持するとともに、長寿命化を図りライフサイクルコストを縮減します。」としている。また、市総合施設等総合管理計画の実施計画である市個別施設整備計画では、整備方針について、その他施設（斎場）は「斎場及びペット火葬場のそれぞれ稼働率の異なる火葬炉本体の状況を見極めながら、必要に応じて一定のメンテナンスを継続していくことで、施設の長寿命化が図られていくものと考えます。」としている。

本計画では、(2) ⑧施設水準の目標にもあるとおり、市公共施設等総合管理計画及び市個別施設整備計画と整合を図り、長寿命化や集約化、新設を行うとしていることから、本計画は市公共施設等総合管理計画に適合している。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①子育て支援

近年、核家族化の進行や女性の社会進出機会の増加、就業形態の多様化から、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化している。また、地域における人と人のつながりが希薄となり、身近に相談できる人、協力・支援できる人が少なくなっていることから、子育てに不安や孤立感、負担感を感じる家庭も増えており、保育ニーズが多様化している。

本市の出生数は減少傾向にあり、また、1人の女性が一生に産む子どもの平均数とされる合計特殊出生率についても全国平均から下回っている状況にある。

平成24年度に成立した「子ども・子育て関連3法」を受け、本市では平成27年度に「五所川原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に係る各施策を総合的かつ一体的に進めてきた。

その後、当該計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、様々な観点での施策・事業等の見直しや子ども・子育て会議等での議論を踏まえて、令和2年に策定した「五所川原市第2期子ども・子育て支援事業計画」を基に、本市に居住する子どもやその家族にとって「子どもの最善の利益」が実現されることを目指して、各種事業を展開している。

都市部を中心に問題となっている待機児童については、本市ではゼロであるが、利用者の視点に立った様々な子ども・子育て支援施策を総合的に展開する必要がある。なお、市内の保育所や幼稚園では、認定こども園への移行が進んでいる。

表7-①(1) 出生数・率の推移

(単位：人、%)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
県全体出生数	14,635	13,972	12,920	10,524	9,711	8,621
五所川原市出生数	627	579	543	443	374	325
(各年10月1日人口)	(63,843)	(63,383)	(63,208)	(62,181)	(58,421)	(55,181)
出生率 () 内は県出生率	9.8 (9.9)	9.1 (9.4)	8.6 (8.8)	7.1 (7.3)	6.4 (7.1)	5.9 (6.6)

出生数は各年1月1日から12月31日までの累計値

(資料：青森県保健統計年報)

表7-①(2) 合計特殊出生率の推移

区分	昭和58年～昭和62年	昭和63年～平成4年	平成5年～平成9年	平成10年～平成14年	平成15年～平成19年	平成20年～平成24年	平成25年～平成29年
五所川原市	—	—	—	—	1.30	1.34	1.37
(五所川原市)	1.72	1.61	1.56	1.57	—	—	—
(金木町)	1.75	1.61	1.58	1.62	—	—	—
(市浦村)	1.87	1.61	1.51	1.59	—	—	—
区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
青森県	1.80	1.56	1.56	1.47	1.29	1.38	1.43
全国	1.76	1.54	1.42	1.36	1.26	1.39	1.45

市町村は5年毎のデータ集計

(資料：青森県人口動態統計)

表7-①(3) 保育所の現況

(単位：保育所数、人)

区分	平成17年		平成27年		令和3年	
	うち市立保育所分		うち市立保育所分		うち市立保育所分	
認可保育所数	24	5	10	1	4	0
定員	1,580	310	570	40	150	0
措置人員	1,547	248	441	28	133	0
3歳未満児	476	57	162	8	49	0
3歳児	332	53	89	8	25	0
4歳以上児	739	138	190	12	59	0

各年4月1日現在

(資料：市子育て支援課)

表7-①(4) 認定こども園の現況

(単位：認定こども園数、人)

区分	令和3年
認定こども園数	19
うち幼保連携型	13
うち幼稚園型	2
うち保育所型	4
教育の定員	295
教育の入園人員	213
3歳児	77
4歳以上児	136
保育の定員	1,237
保育の入園人員	1,089
3歳未満児	471
3歳児	193
4歳以上児	425

4月1日現在

(資料：市子育て支援課)

表7-①(5) 幼稚園の現況

(単位：幼稚園数、人)

区分	令和3年
幼稚園数	3
定員	120
入園人員	73
3歳児	15
4歳以上児	58

4月1日現在

(資料：市子育て支援課)

②高齢者支援

高齢者人口等調査によると、本市の65歳以上の占める割合は平成29年が31.75%、令和3年は35.22%で、この5年間においても高齢化率は上昇して推移している。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和7年には38.8%と増加しており、75歳以上、85歳以上も増加し高齢化が進んでいる。また、一人暮らし高齢者、高齢者夫婦のみで生活する世帯や認知症高齢者も増加が見込まれる。

本市においても「誰もが安心して暮らせる豊かな長寿社会の実現」を目指して、「五所川原市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」を令和2年度に策定しているが、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるように、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築が必要とされている。

地域にとって、高齢者がこれまでの生活の中で培ってきた豊かな経験と知識は、地域の大切な財産、資源ともいえ、元気な高齢者を増やしていく取組も、人口減少が加速度的に進む社会において、重要な課題である。

表7-②(1) 高齢者人口の推移

(単位：人、%)

区分	平成17年		平成27年		平成29年		令和元年		令和3年	
		総人口比								
総人口	64,602		58,003		56,449		54,651		53,083	
65歳以上	15,078	23.33	17,293	29.81	17,924	31.75	18,498	33.85	18,694	35.22
75歳以上	6,343	9.81	9,239	15.93	9,585	16.98	9,919	18.15	9,793	18.45
一人暮らし高齢者	1,419	2.20	2,585	4.46	2,885	5.11	3,110	5.69	3,272	6.16

各年2月1日現在

(資料：高齢者人口等調査)

表7-②(2) 高齢者人口の推計

(単位：人、%)

区分	平成22年		平成27年		令和2年		令和7年	
		総人口比		総人口比		総人口比		総人口比
総人口	58,421		55,181		51,385		47,427	
65歳以上	16,226	27.8	17,433	31.6	18,289	35.6	18,413	38.8
75歳以上	8,416	14.4	9,367	17.0	9,677	18.8	10,293	21.7
85歳以上	2,035	3.5	2,558	4.6	3,375	6.6	3,689	7.8

各年10月1日

(資料：平成22年及び平成27年は国勢調査、令和2年及び令和7年は
国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」)

③障害者支援

平成25年4月に障害者総合支援法が施行された。この法律の施行により、障害者の範囲に新たに難病患者を加え対象の拡大が図られ、またグループホームへの一元化や障害支援区分の導入など、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策が講ぜられた。本市においては、平成28年度に、障害者基本法に基づく「五所川原市第3期障害者計画」（平成29年度から令和3年度まで）を策定し、障害のある方もない方も、お互いの個性を認め合い尊重し、同じ地域の一員として共に生きる「共生社会」の実現のため、市民の皆様とともに各種障害者施策を推進している。また、「五所川原市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を令和2年度に策定し、本計画に基づき、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域・暮らし・生きがいをともに創り、高めあうことのできる共生社会を実現するため、国の制度や市独自の制度などによって事業を展開している。

④健康づくり支援

本市では生活習慣病の3大死因である悪性新生物、心疾患、脳血管疾患による死亡が半数を占めている状況が続いていることから、引き続き、市民の生活習慣病予防に努め、高齢になっても元気に暮らせるよう市民の健康寿命アップを目指すとともに、うつ状態や引きこもりがちな人の孤立を防ぐなど、こころと身体の健康づくりに努めていく必要がある。

表7-④(1) 主要死因別死亡者数と構成比

(単位：人、%)

区分	平成17年		平成22年		平成27年		平成30年	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
生活習慣病(3大死因)	415	56.9	396	54.3	427	54.1	434	52.4
脳血管疾患	99	13.6	65	8.9	75	9.5	67	8.1
悪性新生物	221	30.3	233	32.0	245	3.1	263	3.2
心疾患	95	13.0	107	13.4	107	13.5	104	12.6
その他の死因	314	43.1	333	45.7	363	45.9	394	47.6
肺炎及び気管支炎	61	8.4	84	11.5	86	10.9	59	7.1
老衰	25	3.4	36	4.9	39	4.9	54	6.5
自殺	35	4.8	27	3.7	11	1.4	14	1.7
糖尿病	5	0.7	13	1.8	7	0.9	7	0.8
腎不全	11	1.5	20	2.8	15	1.9	20	2.4
その他	177	24.3	153	21.0	205	25.9	240	29.0
合計	729	100.0	729	100.0	790	100.0	828	100.0

各年末現在

(資料:青森県保健統計年報)

(2) その対策

①子育て支援

保育所(園)等を核とした地域子育て支援拠点事業による子育て支援サービスの充実や、幼稚園等が行っている各種子育て支援事業、認定こども園が実施する子育て支援事業、ファミリー・サポート・センター事業を推進しつつ、民間・ボランティア団体など多様な主体と連携を図り、地域におけるきめ細かな子育て支援サービス、子育て家庭が利用しやすいサービスの充実を図っていく。また、拠点となる民間保育所や認定こども園の中には老朽化が進んでいる施設もあり、このような施設の整備を進める。

②高齢者支援

高齢者が生きがいを感じながら可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるように、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活の支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を目指しながら、その環境の整備を図るため、養護老人ホーム、老人福祉センター、地域福祉センター、その他の高齢者福祉関連施設等の充実と整備を行う。また、高齢者にとって大変な負担になる冬の除雪に対する支援事業や、高齢者宅を訪問し安否確認を行う事業など、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるため、生活全般にわたる地域ぐるみの在宅福祉サービスに対する支援を行う。高齢者の社会参加と生きがいづくりを促す老人クラブや生涯学習活動への支援、社会福祉協議会、ボランティア・市民団体など高齢者を取り巻く多様な主体が緊密に協力し連携しあう社会を形成することにより「元気な高齢者」の拡大を目指す。

③障害者支援

障害福祉サービスは市社会福祉協議会などをはじめとする関係機関との連携・協力で推進されており、今後も関係機関との緊密な連携を図りながら、それぞれの障害に応じた支援を行うため、相談支援機能を強化し、障害者の方々のニーズを的確に把握した上でサービスを充実していくとともに、障害福祉サービスを提供する施設等の整備を進める。

④健康づくり支援

健康寿命の延伸を目指し、ライフステージに応じて、食生活、運動等の健康的な生活習慣づくり、健康づくりを推進するとともに、市民一人一人のヘルスリテラシー（健康教養）の向上を図るため、健康教育事業を推進する。また、病気の予防や早期発見のためには予防接種や健診の受診が有効であることから、これらの受診率向上に努めていく。

⑤施設水準の目標

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、市公共施設等総合管理計画及び当該計画の実施計画である施設類型ごとの市個別施設整備計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の確保、高齢者等の保険及び福祉の向上及び促進	(1)児童福祉施設 保育所 児童館 障害児入所施設 (2)認定こども園 (3)高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター 老人ホーム 老人福祉センター その他 (4)介護老人保健施設 (5)障害者福祉施設 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム その他 (6)母子福祉施設 (7)市町村保健センター 及び母子健康センター (8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉 健康づくり その他	保育所等整備事業 民間保育所建替え等に対する補助 認定こども園整備事業 民間認定こども園建替え等に対する補助 養護老人ホーム整備事業 くるみ園等 老人福祉センター整備事業 生き活きセンター、市浦老人生きがいセンター等 地域福祉センター整備事業	市、社会福祉法人 市、社会福祉法人 市 市 市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	基金積立 (9) その他	<p>旧松が丘児童館及び共同作業所は、現在利用されておらず、建物の耐用年数は超過しており、老朽化が著しい状態である。改修等による再活用は見込まれないため、除却する。</p> <p>【事業の必要性】 上記の建物は、いずれも老朽化が著しく転用など再活用が見込めず、放置することにより、地域住民に危険を及ぼし周辺の景観を損なうおそれがあるため、計画的に除却していく必要がある。</p> <p>【事業の効果】 地域住民に危険を及ぼすおそれのある建物を除却することで、住民の安全・安心な生活環境が維持され、良好な景観の保護にもつながる。</p>		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

市公共施設等総合管理計画の実施計画である市個別施設整備計画では、整備方針について、子育て支援施設は「利用している施設に関しては現状維持の方針です。必要に応じて、修繕等の整備をしていきます。利用していない施設に関しては、損傷等がみられ維持管理が困難な部分もありますので、除却する方針です。」と、保健・福祉施設は「全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行っていきます。」としている。

本計画では、(2)⑤施設水準の目標にもあるとおり、市公共施設等総合管理計画及び市個別施設整備計画と整合を図り、長寿命化や集約化を行うとしていることから、本計画は市公共施設等総合管理計画に適合している。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市の病床を保有する医療施設は、表8（1）のとおり、連合立病院（2施設 つがる総合病院、かなぎ病院）、民間病院（4施設）のほか、診療所（63施設）が存在する。病院の一般病床510床のうち、450床（88.2%）が連合立病院の病床であり、地域医療の中心的な役割を担っている。こうした中、本市を含む西北五圏域は青森県内でも人口10万人あたりの医療施設従事医師数が上十三地域に次いで県内で2番目に低く、医師不足を解消することが圏域医療の充実にとって大きな課題となっている。表8（2）のとおり、本課題は一自治体だけの取組では解決できないことから、平成12年度からつがる西北五広域連合（五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町で構成）を事業主体として、新たな地域医療体制の構築を目指し、自治体病院機能再編成に取り組んできた。

具体的には、圏域全体の医療提供サービスを充実させるために、圏域の自治体病院の機能を分化し、新たな中核病院とサテライト医療機関に再編成し、これら医療機関が連携することで、限られた医療資源を効率的に活用し、当圏域における持続可能な医療提供体制の構築を目指すものである。

本市においては、平成24年度にかなぎ病院がサテライト病院として、平成26年度につがる総合病院が中核病院として開院したことにより、自治体病院機能再編成におけるハード面においては、一定の区切りがついたが、二次保健医療圏として完結した医療の提供や医療の質の向上を図るためにには、地域医療構想なども考慮しながら、医療施設や医療機器の充実をはじめ、医師確保のための財源確保や要望活動を継続していく必要がある。

表8（1）五所川原市内の医療施設と病床数について

区分	病床数				
	一般	療養	精神	感染症	合計
連合立病院 計	450	40	44	4	538
つがる総合病院	390		44	4	438
かなぎ病院	60	20			80
民間病院 計	60	286	120	0	466
増田病院		75			75
医療法人白生会胃腸病院	60	110			170
布施病院			120		120
医療法人慈仁会尾野病院		101			101

令和3年5月1日現在

（資料：市健康推進課）

表8（2）青森県内各保健医療圏の医療施設従事医師数の推移

(単位：人)

区分	平成24年		平成26年		平成28年		平成30年	
	実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対
青森県の医師数	2,639	195.5	2,681	203.0	2,702	209.0	2,712	214.7
青森圏域	673	210.1	680	216.6	686	223.3	709	235.9
八戸圏域	568	171.6	608	186.6	610	190.2	591	188.3
津軽圏域	915	305.0	907	308.3	909	314.9	917	324.9
西北五圏域	154	110.4	165	122.4	164	126.8	171	137.5
上十三圏域	221	122.1	217	122.5	224	128.4	222	129.8
下北圏域	108	138.3	104	137.2	109	148.7	102	144.5

各年末現在

(資料：青森県保健統計年報)

(2) その対策

つがる西北五広域連合内での5つの医療機関における役割分担を明確にし、さらなる常勤医の確保を推進するとともに、医療施設、医療機器、医療情報システム等の充実、災害拠点病院としての機能充実など、適切な医療を地域全体で提供する体制や医療機能の強化を図る。

さらに、市内にある診療所等とも連携しながら、市民の健康増進に向けた環境を整備する。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、市公共施設等総合管理計画及び当該計画の実施計画である施設類型ごとの市個別施設整備計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(1) 診療施設 病院 診療所 患者輸送車（艇） その他 (2) 特定診療科に係る診療施設 病院 診療所 巡回診療車（船） その他 (3) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	医療機器整備事業 診療所設備整備事業 市浦総合保健施設等	市、つがる西北五広域連合市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	民間病院 その他 基金積立 (4) その他	<p>【事業の必要性】 西北五地域は県内の他圏域と比較しても医師が少なく、過酷な労働環境の改善に至っていない状況であり、より良い労働条件の整備と勤務環境の改善が必要不可欠である。</p> <p>【事業の効果】 勤務医の定着を図ることで、質の高い地域医療の確保につながる。</p>		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

市公共施設等総合管理計画の実施計画である市個別施設整備計画では、整備方針について、保健・福祉施設は「全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行っていきます。」としている。

本計画は、(2) その対策にもあるとおり、市公共施設等総合管理計画及び市個別施設整備計画と整合を図り、長寿命化や集約化を行うとしていることから、本計画は市公共施設等総合管理計画に適合している。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

①学校教育

表9-①(1)(2)のとおり本市の小中学校の児童生徒数の減少は著しく、学校規模の適正化と校舎の耐震化の対応として、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、平成22年度から計画的に小中学校の統廃合が実施された。

その一方で、発達障害や不登校等、きめ細かな指導・支援が必要な児童生徒は増加しており、対応できる専門性の高い人材の確保や、家庭・地域社会や関係機関との連携による取組が必要となっている。

また、地域と連携した活動の調整が難しくなり、学校と家庭・地域とのつながりの希薄化が懸念されることから、家庭・地域・学校の連携推進が一層求められている。

1日の大半を過ごす学校が子どもにとって安全・安心な場となるよう、老朽化した学校施設の改修や通学支援環境の整備が進められるとともに、生きる力を育み、一人一人の個性・能力を伸ばして国際化・情報化時代に対応した人材育成を図るため、きめ細かな指導体制の充実が重要である。

表9-①(1) 小学校の概況

(単位：学校、人、学級)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
学校総数	25	24	24	18	16	11	11
児童総数	5,208	4,661	4,027	3,717	3,268	2,503	2,146
教員総数	322	305	302	261	241	193	190
学級総数	220	197	190	164	146	117	119
単式学級	200	180	167	152	126	95	90
複式学級	8	7	11	3	6	2	3
特別支援学級	12	10	12	9	14	20	26

各年5月1日現在

(資料：学校基本調査)

表9-①(2) 中学校の概況

(単位：学校、人、学級)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
学校総数	8	8	8	7	7	6	6
生徒総数	2,834	2,513	2,244	1,883	1,801	1,632	1,130
教員総数	162	157	160	157	144	127	115
学級総数	85	78	72	67	62	58	49
単式学級	81	71	68	60	56	50	38
複式学級	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学級	4	7	4	7	6	8	11

各年5月1日現在

(資料：学校基本調査)

②社会教育、スポーツ・レクリエーション

情報化、国際化社会の進展と個人の価値観やライフスタイルの多様化から、自己啓発・自己実現への欲求が高まり、社会教育の充実やスポーツ・レクリエーション活動に対する市民のニーズは多様化している。

そのため、市民一人一人が学びたい時にいつでも楽しく学び、生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、集会施設、社会教育施設や体育施設等の整備、活発な世代間交流の促進、多様な学習機会やスポーツの講習会の提供を充実させることが求められている。

(2) その対策

①学校教育

小中学校の少子化に対応しつつ、学校規模の適正化及び学校の適正配置について検討しながら、学校施設等の改修を計画的に進めてきており、今後も児童生徒にとって安全・安心な教育環境、校舎等の整備及びスクールバス等の通学支援環境の整備を推進していく。加えて、インターネット等を活用した情報活用能力を育成しながら、主体的・協働的な学びと学力向上を図るため、ＩＣＴ教育環境の整備を計画的に推進する。

また、学校統廃合により廃校舎となった場合、子どもの体験活動の場や地域のスポーツ団体による活動の場として有効活用する。

学校教育支援員の配置により一人一人の子どもにきめ細かな指導をする体制整備のほか、障害のある子どもの適切な就学や教育支援のため、就学相談の機会充実に努める。

魅力ある食育推進活動を促進するため、子どもへの食育指導や学校給食の充実を図ることにより、食育を通じた健康状態の改善を推進する。

また、本市には、専修教育機関である五所川原市立高等看護学院があり、医療の担い手育成は地域の持続的発展に欠かせないことから、五所川原市立高等看護学院の施設の充実や在学生に対する支援等を行っていく。

②社会教育、スポーツ・レクリエーション

地域住民の多様なニーズに応えるため、公民館や図書館等の機能を充実させ、その活用の促進を図る。また、多様な世代や地域の人々が交流する機会の創出、アクセスのしやすさ、拠点施設の整備等も進める。

さらに、生涯学習・スポーツ活動の拠点施設の整備・維持管理や、地域住民のレクリエーション活動や健康づくりがより活発に行われるよう都市公園やその他施設の整備を計画的に進めていく。

③施設水準の目標

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、市公共施設等総合管理計画及び当該計画の実施計画である施設類型ごとの市個別施設整備計画との整合を図り、長寿命化や集約化、新設を行うものとする。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎 屋内運動場 屋外運動場 水泳プール へき地集会施設 寄宿舎 教職員住宅 スクールバス・ポート 給食施設 その他 (2)幼稚園 (3)集会施設、体育施設等 公民館 集会施設 体育施設 図書館 その他 (4)過疎地域持続的発展特別事業 幼児教育 義務教育 高等学校 生涯学習・スポーツ その他	小中学校改修事業 大規模改修、トイレ改修、屋上改修等 屋外遊具等整備事業	市	
			市	
		公民館整備事業 中央公民館、金木公民館等 集会施設整備事業 集会所・コミュニティセンター等の整備 体育施設改修事業 嘉瀬スキー場、B&G 海洋センター、市営球場、市民体育館等 図書館整備事業 公園施設等整備事業 健康増進施設整備事業	市	
			市	
			市	
		公共施設等配置適正化事業 【事業の概要】 ・旧金木高等学校市浦分校 平成 29 年度で廃校となり、現在は使用されておらず、耐震基準の面から転用は見込めないため除却する。 ・旧公園管理課庁舎 築年数が 54 年を経過し、建物の老朽化が著しく、耐震基準の面から転用は見込めないため除却する。 ・芦野集会所（車庫・倉庫・物置） 集会所は老人クラブ等地域住民の憩いの場として現在も利用されているが、集会所の附属設備である車庫、倉庫及び物置については、経年により老朽化が著しく倒壊のおそれがあるため除却する。 【事業の必要性】 上記の建物は、いずれも老朽化が著しく転用など再活用が見込めず、放置することにより、地域住民に危険を及ぼし周辺の景観を損なうおそれがあるため、計画的に除却してい	市	
			市	
			市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	基金積立 (5) その他	く必要がある。 【事業の効果】 地域住民に危険を及ぼすおそれのある建物を除却することで、住民の安全・安心な生活環境が維持され、良好な景観の保護にもつながる。		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

市公共施設等総合管理計画では、適正管理に関する基本的な考え方として「施設の新設にあたっては、既存施設との複合化・目的化を検討し、どうしても必要な場合のみ適正規模を考慮しながら新設することとし、可能な限り新設の抑制を図っていきます。」及び「長期的に継続して利用する施設については、施設の維持管理を事後的・対症療法的なものから計画的・予防的なものに転換し、適宜、点検・診断等を行い、施設の劣化が進行する前に施設の性能を維持するとともに、長寿命化を図りライフサイクルコストを縮減します。」としている。また、市公共施設等総合管理計画の実施計画である市個別施設整備計画では、整備方針について、学校教育系施設は「今後は、築40年を目途にコンクリート中性化対策、鉄筋の腐食対策等建物機能を向上させる長寿命化改修を実施し、その後、建築後約80年で更新を実施する手法に転換します。」と、集会施設は「必要に応じて機能維持のための修繕を実施し、建物の機能を維持することが困難と判断されるまで、引き続き現状の施設数を維持し、基本的には建替え、新築は行わない方針とします。」と、スポーツ施設は「人口減少、少子高齢化の影響等により、スポーツ施設利用者数も減少傾向に向かうことが見込まれています。このような状況の中、施設を建て替えていくことは難しいことから、原則として、各施設の利用状況等を勘案し、既存施設の改修、修繕等による整備を行っていきます。」と、図書館は「市立図書館は、長期的に継続して利用する施設であるため、機能維持のための修繕・改修を計画的に行うことにより長寿命化を図り、現施設を維持・管理していきます。」としている。

本計画では、(2)③施設水準の目標にもあるとおり、市公共施設等総合管理計画及び市個別施設整備計画と整合を図り、長寿命化や集約化、新設を行うとしていることから、本計画は市公共施設等総合管理計画に適合している。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市は、五所川原地域が50集落、金木地域が9集落、市浦地域が6集落の65集落で構成されており、令和2年度末の町内会の組織数は五所川原地域が172団体、金木地域が84団体、市浦地域が12団体で合計268団体の町内会が存在する。町内会のほかにも、婦人会、子ども会、青年団、消防団、老人クラブなど、地縁団体を中心とした地域コミュニティが複合的に存在し社会生活圏を形成してきた。これらの地域コミュニティの役割は、冠婚葬祭、福祉、教育、防災等の生活に関する相互扶助、祭り等の地域の伝統文化の継承、地域全体の課題に対する意見調整など多岐にわたる。現状でも、行政と相互に協力によりよいパートナーシップを築いている。

市全体で人口は減少傾向にあるが、五所川原地域の市街地、住宅地は、他の地域に比べ高齢化の進行のスピードは緩やかである。一方、市浦地域では老人人口の割合が生産年齢人口の割合をすでに上回っている集落もある。総じて地縁的なつながりが強い地域ではあるが、人口減少と高齢化の進行に伴い、買い物や医療サービスを受けるための交通手段の確保、農林水産業の維持が困難になり、空き家や遊休農地の増加などが見られるとともに、地域コミュニティの弱体化が危惧されている。また、空き家については、老朽化したものが周囲や通行人に危険をもたらすこともあり、その解体が課題となっている。

(2) その対策

地域住民自らが地域の現状とその課題について見つめ直し、地域を維持、活性化していくための今後の課題や将来像など共通認識の形成を図る話し合いを行う場づくりを支援する体制を整備する。また、地域づくり団体等が行う公益的活動を支援するなど、地域が自主的に地域活性化のための活動の支援を継続する。しかしながら、人口減少や高齢化が進む単独の集落単位では限界があるため、基幹集落を中心に複数集落をネットワーク化する「集落ネットワーク圏」の形成や、地域住民や行政だけではなく、大学や地域づくり団体といった多様な主体、集落支援員、地域おこし協力隊など外部の人材、U・I・Jターン者なども参画する体制を整え、地域の課題解決に向けて取り組んでいく。さらに、老朽危険空き家対策として解体除却を支援していくとともに、地域の活動を牽引するリーダーの育成を図り、地域づくりに興味を持つ人たちが参加しやすいネットワークづくりを推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
集落の整備	(1)過疎地域集落再編整備 (2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備 基金積立 (3)その他			

1.1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市には、13世紀初めから15世紀前半まで北日本における日本海交通の拠点港として発展、繁栄した十三湊遺跡があり、その遺跡の大半は開発されず良好に保存され、周辺にも山王坊遺跡等の関連遺跡が豊富に分布し、往事の景観を残している。また、表11のとおり有形文化財や民俗芸能など地域住民が日常生活の中で生み出し継承してきた無形の民俗文化財も豊富に存在する。

これらの文化財は、先人たちが守り受け継いできた地域の宝であり、太宰治の生家として有名な「旧津島家住宅（太宰治記念館「斜陽館」）」は、貴重な文化遺産に直接触れることができ、その魅力を全国に発信し郷土の誇りとなっている。一方で、本市には年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能といった多くの個性ある伝統文化が集落ごとに残っていたが、集落の高齢化と少子化、地域コミュニティの中心であった小中学校の統廃合が進んだことにより、指導者や担い手が減少し、衰退の度合いを強めている。そのため、地域における指導者や担い手の確保のほか練習・発表の場の確保など、その保存・伝承に関する支援体制の構築が課題となっている。

表11 五所川原市の指定文化財・国登録有形文化財

令和2年度末現在

指定区分	種別	名称	指定・登録年月日
国	重要文化財 建造物	旧平山家住宅主屋・表門	昭和53年1月21日
	重要文化財 建造物	旧津島家住宅主屋、文庫蔵、中の蔵、米蔵、煉瓦堀（太宰治記念館「斜陽館」）	平成16年12月10日
	史跡	五所川原須恵器窯跡	平成16年9月30日
	史跡	十三湊遺跡	平成17年7月14日
	史跡	山王坊遺跡	平成29年2月9日
	特別天然記念物	カモシカ	昭和30年2月15日
県	県重宝 建造物	飯詰八幡宮本殿	平成6年1月21日
	県重宝 工芸品	梵鐘	昭和37年11月16日
	県無形民俗文化財	浅井獅子（鹿）踊	昭和37年1月12日
	県無形民俗文化財	嘉瀬奴踊	昭和44年12月15日
	県無形民俗文化財	金木さなぶり荒馬踊	昭和56年9月26日
	県無形民俗文化財	相内の虫送り	平成23年4月6日
	県天然記念物	十三湖の白鳥	昭和35年3月26日
	県天然記念物	金木町玉鹿石	昭和55年1月24日
市	天然記念物	ホロムイイチゴ	昭和50年8月27日
	天然記念物	磯松の一本松	平成13年3月2日
	有形文化財 史跡	川倉賽野河原地蔵尊	昭和57年8月10日
	有形文化財 史跡	毛内翁土功之碑	平成12年11月2日
	有形文化財 史跡	伊勢海利助追慕碑	平成12年11月2日
	史跡	五月女范遺跡	平成29年7月20日
	有形文化財 建造物	楠美家住宅	平成12年11月2日
	有形文化財 建造物	妙竜寺七面大明神宮殿	平成13年12月20日
	有形文化財	十三・湊迎寺の五輪塔	平成13年3月2日
	有形文化財	相内・蓮華庵の板碑	平成13年3月2日
	有形文化財	岩偶	平成30年10月25日
	有形文化財	人面型浅鉢	平成30年10月25日
	無形文化財 民俗	虫おくり	平成4年6月8日
	無形文化財 民俗	五所川原甚句	平成13年12月20日

指定区分	種別	名称	指定・登録年月日
市	無形文化財 民俗	五所川原立佞武多	平成 22 年 12 月 22 日
	無形文化財 民俗	飯詰獅子舞	平成 29 年 7 月 20 日
	無形文化財 民俗	飯詰稻荷神社裸参り	平成 30 年 10 月 25 日
	無形文化財 技芸	漆川獅子舞	平成 6 年 4 月 1 日
	無形文化財	相内の坊様踊り	平成 14 年 2 月 28 日
	無形文化財	十三の砂山踊り	平成 14 年 2 月 28 日
国登録有形文化財（登録）		旧西沢家住宅主屋	平成 20 年 3 月 19 日
		阿部家住宅主屋・文庫蔵	平成 26 年 4 月 25 日
		津軽鉄道旧芦野公園駅本屋	平成 26 年 12 月 19 日

(資料：社会教育課)

（2）その対策

文化財を適切に保存・活用するためには、その歴史文化の成り立ちや価値を理解していくことが重要であることから、その周知方法として、文化財ガイドブックの作成、文化財に関する企画展や講演会、歴史探訪ノルディックウォークといった各種講座を実施し、文化財をより身近で貴重なものと感じるよう文化財保護の意識向上に努めていく。また、市内に点在する埋蔵文化財については、開発等必要に応じて発掘調査を実施し、斜陽館をはじめとした建造物についても適切な保存、整備とその活用を図っていく。

本市の伝統芸能については、地域住民が自発的に途絶えていた伝統芸能を復活させた浅井獅子（鹿）踊など、指導者や担い手が減少する中でも時代を担う新たな後継者の育成を図っている団体もあり、地域住民の自主的な芸術文化活動の振興のための支援を行うほか、地域住民が音楽や舞台公演などの多様な芸術文化に触れることができる「ふるさと交流圏民センター」といった文化振興のための施設等の整備に努める。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、市公共施設等総合管理計画及び当該計画の実施計画である施設類型ごとの市個別施設整備計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

（3）計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設 その他 (2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興 基金積立 (3) その他	地域文化振興施設改修事業 旧平山家住宅、楠美家住宅、ふるさと 交流圏民センター等	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

市公共施設等総合管理計画の実施計画である市個別施設整備計画では、整備方針について、文化施設は「ふるさと交流圏民センターは施設規模が大きく、かつ市民のニーズが高い施設であることから、定期的に建物や設備の改修を実施し、施設の長寿命化を図ります。」と、博物館等のうち文化財施設は「わが国の歴史を考える上で貴重な文化遺産として後世に残すべき貴重なものであり、その維持、管理は必須となっています。今後ともその保存及び活用に際し、必要な修繕、維持補修を実施していきます。」と、博物館等のうち博物館相当施設は「長期的に継続して利用する市浦歴史民俗資料館については、施設の維持管理を事後的・対症療法的なものから計画的・予防的なものに転換し、適宜、点検・診断等を行い、施設の劣化が進行する前に施設の性能を維持するとともに、長寿命化を図りライフサイクルコストを縮減します。」としている。

本計画では、(2) その対策にもあるとおり、市公共施設等総合管理計画及び市個別施設整備計画と整合を図り、長寿命化や集約化を行うとしていることから、本計画は市公共施設等総合管理計画に適合している。

1.2 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

地球温暖化防止、脱炭素社会の実現に向けて、国では二酸化炭素排出量を2030年までに2013年比46%削減という目標が設定された。また、令和元年度実施の市民意識調査の結果では、省エネルギーやりサイクルに関心のある市民は約8割となっており、循環型社会への市民の関心が高まっている。

また、再生可能エネルギー事業の推進は、循環型社会の形成のみならず地域の雇用の確保や地域の活性化など、その経済効果による地域振興にも寄与することから、地域がそれぞれの特性を活かして自立的に発展させることのできる産業の一つとして期待されており、環境と経済の二つの側面からその推進が求められていることからも、今後も、当地域の特性を生かしながら、バイオマスや太陽光、風力、地中熱といった再生可能エネルギー活用の推進により、自立的発展をめざしていく必要がある。

(2) その対策

①省エネルギーの推進

広報・啓発活動等を通じて、市民や事業所等の省エネルギー意識の醸成や省エネルギーにつながる対策・行動等の周知を図るとともに、庁舎をはじめとする公共施設にエネルギー効率の高い機器の導入を計画的に推進する。

②再生可能エネルギーの活用促進

公共施設への太陽光発電システムをはじめとする再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、広く市民に対し再生可能エネルギーの活用促進に向けた啓発活動を実施する。

市浦地区における風力発電の開始や沿岸部での洋上風力発電施設設置の動きを受け、本市においても、風況を生かした風力発電の導入を推進する。

なお、再生可能エネルギーを導入するにあたっては、関係機関と協力しながら、初期段階調査となるエネルギー消費構造、太陽光、風力などの自然エネルギー賦存量及び利用可能量等の総合的調査等を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設 (2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用 基金積立 (3)その他			

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p>公共施設等配置適正化事業</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧商工会館（市浦） <p>現在、相内青年団の活動拠点施設等として利用されているが、建物の耐用年数を超過しており、老朽化が著しい状態である。改修等による再活用は見込めないため、機能は類似施設に移転し、除却する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アワビ中間育成施設 <p>旧脇元漁協で使用していた施設であり、平成23年度から使用していない。日本海に面している施設のため、建物の老朽化及び各種機械設備の腐食が著しい状態であり、今後の利用予定もないため除却する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>上記の建物は、いずれも老朽化が著しく転用など再活用が見込めず、放置することにより、地域住民に危険を及ぼし周辺の景観を損なうおそれがあるため、計画的に除却していく必要がある。</p> <p>【事業の効果】</p> <p>地域住民に危険を及ぼすおそれのある建物を除却することで、地域住民の安全・安心な生活環境が維持され、良好な景観の保護にもつながる。</p>	市	
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	<p>地域公共交通活性化事業</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小泊線利用者補助事業 <p>金木地域及び市浦地域の弘南バス小泊線利用者（要登録）に対し、運賃補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予約型乗合タクシー運行費補助事業 <p>五所川原地域の飯詰、金山、長橋、梅沢及び七和地区並びに市浦地域の十三及び桂川地区を対象に、利用者自宅から路線バスの乗継拠点までの区間において予約型乗合タクシーを運行し、その運賃の補助を行う。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>将来にわたって持続性と利便性を兼ね備えた各地域の公共交通網を確保し、過疎地域においても誰もが住みやすいまちづくりを推進する必要があるため。</p> <p>【事業の効果】</p> <p>公共交通空白エリアの解消が図られ、高齢者や学生等の交通弱者の負担軽減につながる。</p>	市、市地域公共交通活性化協議会	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p>公共施設等配置適正化事業</p> <p>【事業の概要】</p> <p>金木一般廃棄物最終処分場は、ごみの搬入が終了したことから、機能を新処分場へ移行し当該処分場は、廃止・除却する。</p> <p>【事業の必要性】</p>	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保険及び福祉の向上及び促進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p>当該処分場を廃止したまま放置すると、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼし周辺の景観を損なうおそれがあるため、除却する必要がある。</p> <p>【事業の効果】</p> <p>地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある建物を除却することで、住民の安全・安心な生活環境が維持され、良好な景観の保護にもつながる。</p> <p>公共施設等配置適正化事業</p> <p>【事業の概要】</p> <p>旧松が丘児童館及び共同作業所は、現在利用されておらず、建物の耐用年数は超過しており、老朽化が著しい状態である。改修等による再活用は見込まれないため、除却する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>上記の建物は、いずれも老朽化が著しく転用など再活用が見込めず、放置することにより、地域住民に危険を及ぼし周辺の景観を損なうおそれがあるため、計画的に除却していく必要がある。</p> <p>【事業の効果】</p> <p>地域住民に危険を及ぼすおそれのある建物を除却することで、住民の安全・安心な生活環境が維持され、良好な景観の保護にもつながる。</p>	市	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	<p>医師確保対策事業</p> <p>【事業の概要】</p> <p>つがる西北五広域連合で実施する医師確保対策に要する経費について、負担金を拠出する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>西北五地域は県内の他圏域と比較しても医師が少なく、過酷な労働環境の改善に至っていない状況であり、より良い労働条件の整備と勤務環境の改善が必要不可欠である。</p> <p>【事業の効果】</p> <p>勤務医の定着を図ることで、質の高い地域医療の確保につながる。</p>	つがる西北五広域連合	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p>公共施設等配置適正化事業</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧金木高等学校市浦分校 <p>平成 29 年度で廃校となり、現在は使用されておらず、耐震基準の面から転用は見込めないため除却する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧公園管理課庁舎 <p>築年数が 54 年を経過し、建物の老朽化が著しく、耐震基準の面から転用は見込めないため除却する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 芦野集会所（車庫・倉庫・物置） <p>集会所は老人クラブ等地域住民の憩いの場として現在も利用されているが、集会所の附属設備である車庫、倉庫及び物置について</p>	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>は、経年により老朽化が著しく倒壊のおそれがあるため除却する。</p> <p>【事業の必要性】 上記の建物は、いずれも老朽化が著しく転用など再活用が見込めず、放置することにより、地域住民に危険を及ぼし周辺の景観を損なうおそれがあるため、計画的に除却していく必要がある。</p> <p>【事業の効果】 地域住民に危険を及ぼすおそれのある建物を除却することで、住民の安全・安心な生活環境が維持され、良好な景観の保護にもつながる。</p>		

※施策の効果が将来に及ぶことの説明

- ・公共施設等配置適正化事業

老朽化した危険建物を除却することで、将来にわたり、近隣住民の安全・安心な生活環境を維持することができるとともに、自然や文化と調和した街並みの景観を保護することができることから、本事業は地域の持続的発展に資するものである。

- ・地域公共交通活性化事業

日常生活に必要不可欠な移動手段を確保することで、過疎地域においても、住民が自らの地域に暮らし続けることのできる持続的な地域社会の実現を図ることができることから、本事業は地域の持続的発展に資するものである。

- ・医師確保対策事業

より良い労働条件の整備、勤務環境の改善等を行い勤務医の定着を図ることで、本市のみならず、つがる西北五圏域全域の医療の拠点として、質の高い地域医療を提供できることから、本事業は地域の持続的発展に資するものである。